

# 官報

號外 昭和二十一年九月八日

## ○第九回 帝國議會 衆議院議事速記錄第四十一號

昭和二十一年九月七日(土曜日)

午後二時二十五分開議

議事日程 第四十一號

昭和二十一年九月七日

午後一時開議

第一、自作農創設特別措置法案

(政府提出)

第二、農地調整法の一部を改正する法律案(政府提出)

第三、法人に對する政府の財政援助の制限に関する法律案(政府提出)

第四、地方競馬法案(小笠原八十美君外四名提出)

第一、讀會の續(委員長報告)

(朗讀ヲ省略シタ報告)

一、去五日貴族院ニ於テ本院カラ送付ノ次ノ政府提案ヲ可決シタ旨、同院カラ通牒ヲ受領シタ

商工經濟會法を廢止する法律案

工業所有權法(職時特例)を廢止する

法律案

生活保護法案

一、議員カラ提出サレタ議案ハ次ノ通り

リデアル

四國循環國道速成に關する建議案

宣讀外

昭和二十一年九月八日

衆議院議事速記錄第四十二號

電氣事業法の一部を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)外一件  
委員 理事  
委員長 長尾 達生君  
細田 忠治郎君  
天野 久君  
鈴木周次郎君  
荒木 武行君  
加藤 宗平君  
圓谷 光傳君  
星 一君  
山下 春江君  
林 平馬君  
大内 一郎君  
中野 寅吉君  
伊東 岩男君  
鹿島 透君  
森 由己雄君  
伊東 岩男君  
鹿島 透君  
森 由己雄君  
川野 芳滿君  
川越 博君  
大久保傳藏君  
九九 青木清左エ門君  
西山富佐太君  
川崎 秀二君  
鹿田 定一君  
鶴田田村 定一君  
鶴田舟崎 由之君  
鶴田江藤 夏雄君  
澤任西村 久之君  
小島 徹三君  
原 健三郎君  
孝君去五日委員辭任ニ付  
其ノ補闕

一、昨六日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ  
復興金融金庫法案(政府提出)委員  
解任小川 一平君  
解任宮村 又八君  
解任松本 龍藏君  
○議長(山崎猛君) 是ヨリ會議ヲ閉キ  
請願委員 本多 花子君(田中重  
シタ)  
第七部選出  
請願委員 冠田 ふさ君(松浦薰  
君補闕)  
一、去五日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ  
アツタ  
臨時物資需給調整法案(政府提出)  
委員  
解任田村 定一君  
解任舟崎 由之君  
解任江藤 夏雄君  
澤任西村 久之君  
小島 徹三君  
原 健三郎君  
報告ヲ求メマス  
○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御  
異議アリマセヌカ  
メラレンコトヲ望ミマス  
○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御  
異議アリマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ  
○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ  
マス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマ  
シタ――日程第三、法人に對する政府  
の財政援助の制限に關する法律案、此  
ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ  
報告ヲ求メマス――委員長坂東幸太郎  
君

第三 法人に對する政府の財政援  
助の制限に關する法律案(政府  
提出)第一讀會の續(委員長報告)  
報告書

ノ通り當選シタ

第九部選出

請願委員 和崎 ハル君(若林義  
孝君補闕)

正田 敏男君 福田 繁芳君  
電氣事業法の一部を改正する法律  
案(政府提出、貴族院送付)外一件  
委員 理事  
委員長 長尾 達生君  
細田 忠治郎君  
天野 久君  
鈴木周次郎君  
荒木 武行君  
加藤 宗平君  
圓谷 光傳君  
星 一君  
山下 春江君  
林 平馬君  
大内 一郎君  
中野 寅吉君  
伊東 岩男君  
鹿島 透君  
森 由己雄君  
川野 芳滿君  
川越 博君  
大久保傳藏君  
九九 青木清左エ門君  
西山富佐太君  
川崎 秀二君  
鹿田 定一君  
鶴田田村 定一君  
鶴田舟崎 由之君  
鶴田江藤 夏雄君  
澤任西村 久之君  
小島 徹三君  
原 健三郎君  
孝君去五日委員辭任ニ付  
其ノ補闕

明治二十五年三月十一日  
第三種郵便物認可

〔以上九月五日提出〕  
平、小名濱鐵道線路決定及び工事  
促進に關する建議案  
提出者 村井 八郎君 太田秋之助君  
前田榮之助君 石原 登君  
理由 理事 加藤 一雄君 小島 徹三君  
塙田十一郎君 原 健三郎君  
西村 栄一君  
君

一、昨六日常任委員理事補闕選舉ノ結果  
君

第三 法人に對する政府の財政援  
助の制限に關する法律案(政府  
提出)第一讀會の續(委員長報告)  
報告書

制限に關する法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スベキモノト議  
決シタ因ツテココニ報告ズル

昭和二十一年九月五日

委員長 坂東幸太郎

衆議院議長山崎 猛殿

〔坂東幸太郎君登壇〕

○坂東幸太郎君 只今議題ト相成リマ

シタ法人に對する政府の財政援助の制  
限に關する法律案ノ委員會ニ於ケル審  
査ノ經過並ニ結果ヲ簡単ニ御報告申上  
ゲマス

御承知ノ通り、現在政府ガ國策ノ關係  
上、特殊銀行、會社、若シクハ營團ニ  
對スル所ノ援助ノ方法ニ三ツゴザイマ  
ス、一ツハ政府ノ持株、貸金等ニ對ス  
ル所ノ配當ノ免除、或ハ分配金ノ免除  
デアリマス、第二ハ、政府ノ或ル特殊  
法人ノ配當ノ確保デアリマス、例へバ  
年四分ノ確保ニ致シマスルナラバ、足  
ラナイ分ニハ、一分デモ二分デモ補給  
スルト云フ所ノ方法、第三ハ特殊法  
人ノ債務ニ對スル政府保證デアリマ  
ス、此ノ三ツノ方法ニ依ツテ、政府ハ  
國策上ノ見地カラ特殊法人ニ對スル援  
助ヲ行ツテ居リマシタ、然ルニ本年四  
月三日及ビ四日ノ聯合軍總司令部ノ指  
令ニ依リマシテ、此ノ複雜多岐ナル財  
政援助ノ方法ヲ打切ッテ、援助ハ須ク  
補助金ノ一本ヲ以テスベシト云フ詳細  
ナル指令ガ出タノデアリマス、此ノ指  
令ニ基キマシテ政府ガ出シマシタノガ  
此ノ法律案デアリマス、茲ニ於テ政府

三十八億圓、其ノ會社、法人ノ數ハ四十  
法人デアリマシテ、其ノ公稱資本ハ六  
十八億圓、其ノ中政府ハ三十八億圓持  
ツテ居リマスノデ、其ノ中デ政府ハ三十  
億圓拂込ンデ居リマスガ、此ノ第一條  
ニ依ツテ政府ハ他ノ株主ト同様ニ配當  
金ヲ受ケルコトニナツテ、政府ハ有利  
ニナツテ參リマス、又第二條ハ、政府  
ノ現在ノ法人ニ對スル配當率ノ補給、  
補給ヲシテ居リマスガ、此ノ法律ニ依  
テ政府ハ補給ガ要リマセカラ、政  
府ハ有利ニナツテ參リマス、又第三條  
ノ規定、即チ政府ノ保證、此ノ保證ノ  
金額ハ、現在百九十八億五千萬圓デゴ  
ザイマス、其ノ中ノ大キイモノハ興業  
銀行デアリマシテ、六十七億圓ノ保證  
スルト云フ所ノ方法、第三ハ特殊法  
人ノ債務ニ對スル政府保證デアリマ  
ス、此ノ三ツノ方法ニ依ツテ、政府ハ  
國策上ノ見地カラ特殊法人ニ對スル援  
助ヲ行ツテ居リマシタ、然ルニ本年四  
月三日及ビ四日ノ聯合軍總司令部ノ指  
令ニ依リマシテ、此ノ複雜多岐ナル財  
政援助ノ方法ヲ打切ッテ、援助ハ須ク  
セスガ、從來ヤシテ居ル保證ハドウス  
ルカト云フ質問ニ對シテ、政府ガ答ヘ  
テ申シマスノニハ、此ノ百九十八億圓  
千萬圓ノ借金ノ保證ヲ政府自身デ打切

ハ——此ノ法律案ハ三箇條アリマス  
ガ、此ノ三箇條ニ依ツテ、今申シマシタ  
三種類ノ制限ヲセントスルモノデアリ  
マス、即チ第一ノ政府ノ自分ノ持株ノ  
配當免除ノ點ニ付テ質問シマスト、現  
在政府ガ持ツテ居リマスル所ノ株金ハ

三十八億圓、其ノ會社、法人ノ數ハ四十  
法人デアリマシテ、其ノ公稱資本ハ六  
十八億圓、其ノ中政府ハ三十八億圓持  
ツテ居リマスノデ、其ノ中デ政府ハ三十  
億圓拂込ンデ居リマスガ、此ノ第一條  
ニ依ツテ政府ハ他ノ株主ト同様ニ配當  
金ヲ受ケルコトニナツテ、政府ハ有利  
ニナツテ參リマス、又第二條ハ、政府  
ノ現在ノ法人ニ對スル配當率ノ補給、  
補給ヲシテ居リマスガ、此ノ法律ニ依  
テ政府ハ補給ガ要リマセカラ、政  
府ハ有利ニナツテ參リマス、又第三條  
ノ規定、即チ政府ノ保證、此ノ保證ノ  
金額ハ、現在百九十八億五千萬圓デゴ  
ザイマス、其ノ中ノ大キイモノハ興業  
銀行デアリマシテ、六十七億圓ノ保證  
スルト云フ所ノ方法、第三ハ特殊法  
人ノ債務ニ對スル政府保證デアリマ  
ス、此ノ三ツノ方法ニ依ツテ、政府ハ  
國策上ノ見地カラ特殊法人ニ對スル援  
助ヲ行ツテ居リマシタ、然ルニ本年四  
月三日及ビ四日ノ聯合軍總司令部ノ指  
令ニ依リマシテ、此ノ複雜多岐ナル財  
政援助ノ方法ヲ打切ッテ、援助ハ須ク  
セスガ、從來ヤシテ居ル保證ハドウス  
ルカト云フ質問ニ對シテ、政府ガ答ヘ  
テ申シマスノニハ、此ノ百九十八億圓  
千萬圓ノ借金ノ保證ヲ政府自身デ打切

レバ、或ハ主タル債務者タル法人ガ之  
ヲ支拂能ハザル場合ニハ、是等ノ債權  
者ハ不測ノ損害ヲ被ルノデアリマス  
ガ、政府ハ今「マツカーサー」司令部ト  
左様ナ答辯ヲシタノデゴザイマス、然  
ラバ日本ノ政府ハ、是カラ國策上ノ見  
地カラスル事業ニ對シテ何等援助ハ出  
來ヌカト言ヒマスト、ソレハ出來ルノ  
方針ハ補助金一本ヲ以テ行フベシ  
トノコトデアリマスカラ、今後斯  
カル場合ニハ補助金ノ形式ニ依  
テナスベキモノノデアリマス、  
○議長(山崎猛君) 本案ノ第二讀會ヲ  
開クニ御異議アリマセスカ

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ  
テ探決ヲ行ヒマスト、總員起立、滿場  
スルト、自山黨代表ノ田中寅司君、進  
歩黨代表ノ川崎秀二君、社會黨代表ノ  
山崎常吉君、又協同民主黨代表ノ東陸  
君カラ各々希望ヲ述べ、又之ニ關聯ス  
ル傾聽スペキ意見ヲ附セラレマシテ、  
賛成ノ意ヲ表セラレマシテ、原案ニ付  
メラレントヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御  
異議アリマセスカ

○議長(山崎猛君) 「異議ナシ」と呼ブ者アリ

告通リ可決確定致シマシタ(拍手)

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊  
急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際日  
程第四ヲ繰上げ上程シ、其ノ審議ヲ進

メラレントヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御  
異議アリマセスカ

○議長(山崎猛君) 「異議ナシ」と呼ブ者アリ

告通リ可決確定致シマシタ(拍手)

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ  
テ探決ヲ行ヒマスト、總員起立、滿場  
スルト、自山黨代表ノ田中寅司君、進  
歩黨代表ノ川崎秀二君、社會黨代表ノ  
山崎常吉君、又協同民主黨代表ノ東陸  
君カラ各々希望ヲ述べ、又之ニ關聯ス  
ル傾聽スペキ意見ヲ附セラレマシテ、  
賛成ノ意ヲ表セラレマシテ、原案ニ付  
メラレントヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 「異議ナシ」と呼ブ者アリ

告通リ可決確定致シマシタ(拍手)

○議長(山崎猛君) 本案ノ第二讀會ヲ  
開クニ御異議アリマセスカ

○議長(山崎猛君) 「異議ナシ」と呼ブ者アリ

申上ゲマス  
本法案ハ去月二十九日議長指名十八  
名ノ委員ニ付託セラレ、同月三十一日  
委員長、理事ノ互選會ヲ開キ、九月二  
日及ビ五日ノ兩日ニ亘ツテ審議ヲ致シ  
タノデアリマス、即チ委員會ヲ開クコ  
ト三回、其ノ間質疑ヲ行フ者七名、審  
議ノ期間ハ短イモノニアリマシタガ、  
委員諸君ハ頗ル熱心ニ慎重審議ヲ盡サ  
レタスニアリマス、詳細ハ速記録ニ付  
テ御覽ヲ戴クコト致シマシテ、今茲  
ニ質疑應答ノ主ナル點ヲ簡単ニ申上げ  
マス

先づ提案者小笠原八十美君ヨリ、提  
案理由ノ説明ガアリマシタ、尙ホ小川  
原政信君ヨリ、本案ニ對スル政府ノ  
所見ヲ質シマシタル所、和田農  
林大臣ハ日本ノ農業ノ弱點ハ無  
畜農業ノ點ニアル、將來ハ大イニ  
畜類ヲ入レテ行クベキデアリ、此ノ點  
競馬ハ畜産振興上最も重要デアル、本  
案ノ趣旨ニハ贊意ヲ表スルトノ見解ヲ  
披瀝セラレマシタ、又政府委員ヨリ  
モ地方競馬ハ主トシテ產業用馬ニ依  
ツテ行ハレルモノニアリ、第二次馬政  
計畫ニ於テハ五百五十萬頭ヲ目指シテ居  
ルガ、今ノ所百十萬頭位ノ見込デ、競  
馬ニ依ツテ產業用馬ノ増産ガ圖ラレル  
イマシタ、更ニ松本六太郎君ヨリノ、政  
府ノ馬政ニ對スル施策並ニ豫算ガ洵ニ  
貧弱デアルトノ意見ニ對シマシテ、政  
府委員ヨリ此ノ點ハ洵ニ遺憾デアル、  
今後大イニ努力スルトノ御答辯ガゴザ

○議長(山崎猛君)　山口君ノ動議ニ御  
答辯ガゴザイマシタ、又家畜飼料ノ件  
ニ付テノ川野芳滿君ノ質疑ニ對シマシ  
テヨリモ、農林大臣ト同様ニ考ヘルトノ  
案ノ目的トシテ居ル所ニ使フベキデア  
ルト答辯サレ、提案者小笠原八十美君

テハ、其ノ大宗ハ國內自給ニアリ、當  
局ハ之ニ全面的ニ努力ヲ注ギテ居ル  
ガ、食糧緊迫ノ禍柄、當面ノ急務トシ  
テ輸入ニ重點ヲ置キ、「マ」司令部ニ懇  
請シ、本年十二月マデニ輸入ヲ許可セ  
ラレタルモノノ十二萬三千「トン」、明年  
度分ハ三十萬「トン」ヲ懇請シテ居ルト  
ノ答辯ガゴザイマシタ、尙ホ開催地並  
ニ開催ノ回數ノ問題ニ對シ、慎重審議  
ガ重ネラレマシタ

○議長(山崎猛君)　御異議ナシト認メ  
マス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ  
開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

○議長(山崎猛君)　御異議ナシト呼ブ者アリ

○議長(山崎猛君)　御異議ナシト認メ  
マス、第三讀會ヲ省略シテ、委  
員長報告通り可決確定致シマシタ  
スニ御異議アリマセヌカ

○議長(山崎猛君)　御異議ナシト呼ブ者アリ

○議長(山崎猛君)　御異議ナシト認メ  
マス、日程第一、自作農創設特別措置  
法案、日程第二、農地調整法の一部を  
改正する法律案、右兩案ヲ一括シテ第  
一讀會ヲ開キマス——和田農林大臣

○議長(山崎猛君)　本案ノ第二讀會ヲ  
開クニ御異議アリマセヌカ

○議長(山崎猛君)　御異議ナシト呼ブ者アリ

○議長(山崎猛君)　御異議ナシト認メ  
マス、第一、自作農創設特別措置法案  
第一讀會

○議長(山崎猛君)　御異議ナシト認メ  
マス、第二、農地調整法の一部を改正す  
る法律案(政府提出) 第一讀會

○議長(山崎猛君)　御異議ナシト認メ  
マス、自作農創設特別措置法案

第一條　この法律は、耕作者の地位  
を安定し、その労働の成果を公正  
に享受させるため自作農を急速且  
つ廣汎に創設し、以て農業生産力  
の促進を図ることを目的とする。

第二條　この法律において農地とは、耕作の目的に供される土地をいふ。

第三條　この法律において農地と同様の区域内において、北

海道にあつては四町歩、都府縣にあつては中央農地委員會が都

府縣別に定める面積を超える小作地を所有する場合、その面積を

超える面積の當該區域内の小作地を所有する場合、その面積を

准するものとして指定したものと

を含む。以下同じ。)外において所有する小作地

二　農地の所有者がその住所のある市町村の區域内において、北

海道にあつては四町歩、都府縣にあつては中央農地委員會が都

府縣別に定める面積を超える小作地を所有する場合、その面積を

准するものとして指定したものとを含む。以下同じ。)外において所有する小作地

三　農地の所有者がその住所のある市町村の區域内において所有する小作地の面積とその者の所

有する自作地の面積の合計が、北海道にあつては十二町歩、都

府縣にあつては中央農地委員會が都府縣別に定める面積を超えるときには、その面積を超過するときは、その面積を超える面積の當該區域内の小作地

前項第二號又は第三號に規定する都府縣別の面積は、その平均面

積が同項第二號に規定するものにあつては概ね三

町歩になるやうに、これを定めなければならぬ。

都道府縣農地委員會は、特に必要があると認めるときは、中央農

地委員會の承認を得て、當該都道府縣の區域を二以上の區域に分け各區域別に第一項第三號又は第三號の都道府縣別の面積に代るべき面積を定めることができる。但し、各區域別の面積は、その平均面積が概ね同項第二號又は第三號の當該都道府縣別の面積になるやうに、これを定めなければならない。

第五條第七號に規定する農地で命令で定めるものの面積は、第一項第二號又は第三號に規定する小作地又は自作地の面積にこれを算入しない。

第一項の農地の外左に掲げる農地で、都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會が、命令の定めるところにより、自作農の創設上政府において買収することを相當と認めたものは、政府が、これを買收する。

一 自作農でその者の營む耕作の業務が適正でないものの所有する自作地の面積が第一項第三號の面積を超える場合、當該面積の自作農以外の者が請負その他契約に基づき耕作の業務の目的に供してゐるもの

三 法人その他の團體でその營む耕作の業務が適正でないものの

#### 所有する自作地

##### 小作地

五 農地で所有權その他の權原に基きこれを耕作することのできる者

六 前各號に掲げるものを除く外農地でその所有者が市町村農地委員會に對し政府において買収すべき旨を申し出たもの

員會が政府において買収することを不相當と認めるもの

買ひ受ける機會を公正にするこ

と。

二 自作農となるべき者の農地を

買収をするには、市町村農地委員會の定める農地買収計畫によらなければならぬ。

農地買収計畫においては、買収すべき農地並びに買収の時期及び

對價を定めなければならない。

前項の對價は、當該農地につき

地租法による貨貸價格があるときには、田にあつては當該貨貸價格に

四十（農地調整法第六條ノ三第一項の規定により地方長官の定めた率があるときは、その率）、畑にあつては當該貨貸價格に四十八（同

條同項の規定により地方長官の定めた率があるときは、その率）、畑にあつては當該貨貸價格に四十八（同

條同項の規定により地方長官の定めた率があるときは、その率）を乗じて得た額（同條同項の規定により地方長官の定めた額があるときは、その額）の範圍内において

これが當該農地の所有者の所有する農地とみなす。

前條第一項の規定の適用につい

ては、農地の所有者で第二條第三

項に規定する特別の事由に因りそ

の所有者の住所のある市町村の區

域内において所有する農地は、こ

れを當該農地の所有者の所有する

農地とみなす。

五 近く土地使用の目的を變更す

ることを相當とする農地で市町

村農地委員會が都道府縣農地委員會の承認を得て指定したもの

六 自作農が疫病その他命令で定める事由に因つてその自作地に就き自ら耕作の業務を營むこと

ができないため賃貸借又は使用貸借により一時當該自作地を他人の耕作の業務の目的に供した場合、市町村農地委員會が、その自作農が近く自作するものと認め、且つその自作を相當と認める當該農地

一 自作農となるべき者の農地を買ひ受ける機會を公正にすること。

二 自作農となるべき者の農地を

市町村農地委員會は、農地買収計畫を定めるには、左の事項を勘案してこれをしなければならない。

市町村農地委員會は、農地買収計畫について異議があるときは、市町村農地委員會に對して異議を申立てることができる。但し、同條第五項の縱覽期間を経過したときは、この限りでない。

市町村農地委員會は、前項の申立を受けたときは、前條第五項の

縦覽期間満了後二十日以内に決定をしなければならない。

前項の決定に對して不服ある申立人は、都道府縣農地委員會に訴願することができる。但し、同項の期間満了後十日を経過したときは、此の限りでない。

都道府縣農地委員會は、前項の訴願を受理したときは、同項但書の期間満了後二十日以内に裁決しなければならない。

第八條 第六條の規定による農地買収計畫につき同條第五項の期間内に前條第一項の規定による異議の申立がないとき、同項の規定による異議の申立があつた場合においてそのすべてについて同條第二項の規定による決定があり、且つ同條第三項但書の期間内に訴願の提起がなかつたとき、又は同項の規定による訴願の提起があつた場合においてそのすべてについて同條第四項の規定による裁決があつたときは、市町村農地委員會は、運都道府縣農地委員會の承認を受けなければならぬ。

第九條 第三條の規定による買收は、地方長官が前條の規定の適用については、農地の面積は、土地臺帳に登録した當該農地の面積による。但し、市町村農地委員會が當該農地につき土地臺帳に登録した面積を以てその面積と認めたときは、別段の面積を定めたときは、當該農地の所有者に對し買收令書を交付して、これをしなければならない。但し、當該農地の所有者

が知れないとき、その他令書の交付をすることができないときは、

付命の定めるところにより、第二項各號に掲げる事項を公告し、令書の交付に代へることができる。

令書には、左の事項を記載しなければならない。

一 第六條第五項各號に掲げる事項

二 對價の支拂の方法及び時期

三 その他必要な事項

地方長官は、令書の交付又は第一項但書をしたときは、遅滞なく令書の交付又は同項但書の

公告の際ににおける買收の目的たる農地につき先取特權、質權又は抵當權を有する者に對してこれを通知しなければならない。但し、先取特權、質權又は抵當權を有する者が知れないとき、その他通知をすることができないときは、命令の定めるところにより、公告をし、通知に代へることができる。

第十條 第三條、第六條及び前條の規定の適用については、農地の面積を以て當該農地買收計畫に付された面積とみなす。但しその權利の存續期間は從前の権利の残存期間とする。

前項の場合において、從前の権利の上に先取特權、質權又は抵當權があるときは、その先取特權、質權又は抵當權は、同項の規定によ

り設定された権利の上にあるものとみなす。

第十三條 第三條の規定による農地の買收については、政府は、その

對價を買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。

が付することができないときは、付命の定めるところにより、第二項の規定により買收すべき農地の所有者、先取特權者、質權者

又は抵當權者との承繼人に對してもその效力を有する。

第十二條 地方長官が第九條の規定による手續をしたときは、令書に記載し、又は同條第一項但書の規定により公告した買收の時期に、當該農地の所有權は、政府が、これを取得し、當該農地に關する權利は、消滅する。

前項の規定により政府が取得した農地につきその取得の當時賃借権、使用貸借による権利、水小作権、地上權又は地役權があるときは、その取得の時に當該權利を有する者のために從前と同一の條件を以て當該權利が設定されたものとみなす。但しその權利の存續期間は從前の権利の残存期間とする。

前項の場合において、從前の権利の上に先取特權、質權又は抵當

權があるときは、その先取特權、質權又は抵當權は、同項の規定によ

り設定された権利の上にあるものとみなす。

第十三條 第三條の規定による農地の買收については、政府は、その

對價を買收の時期における當該農地の所有者に支拂はなければならない。

が付することができないときは、付命の定めるところにより、第二項の規定により買收すべき農地の所有者、先取特權者、質權者

又は抵當權者との承繼人に對してもその效力を有する。

前項において準用する第六條第

二項の對價は、採草地にあつて

は、命令の定めるところにより、

は、第十條の規定を準用する。

前項において準用する第六條第二項第五項、第七條乃至第十二條、第十三條第一項第二項及び前條の規定を準用する。

より賣收した農地及び政府の所有に屬する農地で命令で定めるもの

を、命令の定めるところにより、就き耕作の業務を營む小作農その他命令で定める者で、自作農として農業に精進する見込のあるものに賣り渡す。

政府は、特別の事情があるときは、第三條の規定により賣收した農地を市町村農業會その他命令で定める團體で自作農の創設の事業を行ふものに賣り渡すことができる。

第十七條 前條に規定する者で前條に規定する農地を買ひ受けようとするものは、市町村農地委員會に對してその申込をしなければならぬ。

農地賣渡計畫については、第八條の規定を準用する。この場合において、同條中「同條第五項」とあるのは、「第十八條第四項」と、「前條第一項」とあるのは、「第十九條第一項」と讀み替へるものとする。

第十八條 政府が第十六條の規定による賣渡をするには、市町村農地委員會の定める農地賣渡計畫によらなければならない。

農地賣渡計畫においては、賣り渡すべき農地並びに賣渡の相手方、時期及び對價を定めなければならぬ。

前項の賣渡の相手方は、前條の規定による買受の申込をした者でなければならない。

市町村農地委員會は、農地賣渡計畫を定めたときは、遲滞なくその旨を公告し、且つ公告の日から十日間市役所又は町村役場におい

て左の事項を記載した書類を縦覽し供しなければならない。

一 賣渡の相手方の氏名又は名稱及び住所

二 賣り渡すべき農地の所在、地番、地目及び面積

三 對價

四 賣渡の時期

より賣渡の相手方に對し賣渡通知書を交付して、これをしなければならない。

通知書には、左の事項を記載しなければならない。

一 第十八條第四項各號に掲げる事項

二 對價の支拂の方法及び時期

三 その他必要な事項

第十九條 第十七條の規定による買受の申込をした者は、前條の規定による農地賣渡計畫について異議があるときは、市町村農地委員會に對して異議を申し立てることができる。但し、同條第四項の縱覽期間を経過したときは、この限りでない。

前項の規定により取得した農地の對價については、第十四條の規定を準用する。

第二十二條 第十六條の規定による賣渡があつた農地につき第十二條第二項の規定により設定された權利がある場合において、その權利を有する者が當該農地の賣渡の相手方でないときは、當該權利（當該權利が地役權であるときは、市町村農地委員會が當該農地を耕作することの妨げになるものと認定した地役權に限る）は、當該農地の賣渡の時期に消滅する。

前項の場合には、第七條第二項乃至第四項の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「前條第五項」とあるのは、「第十八條第四項」と讀み替へるものとする。

第二十三條 第十六條の規定による賣渡は、地方長官が第十八條第五項において準用する第八條の規定による承認があつた農地賣渡計畫に對してその權利を有する者に對してその權利の消滅に因つて生じた損失を補償しなければならない。但し、

その者が第六條第五項の規定による公報のあつた後第十二條第一項の規定により消滅した權利を取得了した者であるときは、この限りでない。

前項の規定により補償すべき損失は第一項の規定による權利の消滅に因つて通常生ずべき損失とする。

第二項の規定による指示を受けた者は、その指示を受けた日から十日以内に當該指示に係る交換に關して市町村農地委員會と協議しなければならない。

前項の場合において、協議が調定の申請をすることができる。

前項の規定による裁定があつたときは、その定めるところにより、交換の契約が成立したものとみなす。

作地の所有者に對して、必要な事項を指示することができる。前項の指示は、交換により當該小作地の所有者の取得すべき農地及び政府の取扱すべき農地についての所在、地番、地目及び面積を定めて、これをしなければならない。

第二十五條 政府が第十六條の規定

により農地を賣り渡す場合において、自作農の創設を適正に行ふため特に必要があるときは、市町村農地委員會は、政府の賣り渡すべき農地につき賃借權又は永小作權を有する者及び地目、面積、等位等が當該農地と近似する農地で政府の買收しないものにつき賃借權を有する者に對して當該賃借權又は永小作權の交換に關し必要な事項を指示することができる。

前項の指示は、交換に因り移轉すべき賃借權又は永小作權の目的

たる農地の所在、地番、地目及び

面積を定めて、これをしなければ

ならない。

第一項の規定による交換につい

ては、賃借權又は永小作權の移轉

は、民法第三百七十二條但書及び

第六百十二條の規定にかかるはら

ず、これをすることができる。

市町村農地委員會が第一項の指

示をしたときは、遲滞なくその旨

を當該指示に係る農地の所有者及

び所有者でない貨貸人に通知しな

ければならない。

前項の通知を受けた者は、第一

項の指示に異議があるときは、市

町村農地委員會に異議を申し立て

ることができる。但し、前項の通

知を受けた日から十日を経過したときほ、この限りでない。

第一項の規定による交換には、  
第二十三條第三項乃至第五項及び  
前條の規定を準用する。この場合  
においては、第二十三條第三項中  
「市町村農地委員會と協議し」とあ  
るは、「協議し」と、同條第四項  
中「市町村農地委員會は、都道府  
縣農地委員會の裁定」とあるのは、  
「第一項の指示を受けた者は、市  
町村農地委員會の裁定」と読み替  
へるものとする。

第二十六條 第十六條の規定により  
賣り渡した農地の對價の支拂は、  
支拂期間三十年(据置期間を含む)以内、年利三分二厘の均等年  
賦支拂の方法によるものとする。  
但し、當該農地を買ひ受けた者の  
申出のあるときは、その對價の全  
部又は一部につき一時支拂の方法  
によるものとする。

第二十七條 第十六條の規定により  
賣り渡した農地の對價を命令で定  
める支拂の方法により支拂ふもの  
とした場合における年賦金額と當  
該農地の公租公課の金額の合計額  
が當該農地の通常収穫物の價額の  
一定の割合を超えるときは、政府  
は、當該農地の對價の支拂につき  
年賦金額を減免し、年賦金額の支  
拂を猶豫し、その他對價の支拂に  
關する負擔を輕減するため、必要  
な措置を講しなければならない。

前項の一定の割合は、中央農地

委員會が、これを定める。但し、  
三分の一を超えてはならない。

前項に規定するものの外第二項

の規定の施行に關し必要な事項

は、命令でこれを定める。

第二十八條 第十六條の規定による  
農地の賣渡を受けた者又はその相

續人が當該農地についての自作を  
やめようとするときは、政府は、  
命令の定めるところにより、その  
者に對して當該農地を買ひ取るべ  
きことを申し入れなければならない  
い。

前項の申入があつたときは、そ  
の時にその申入において定めた條  
件によつて當該農地の賣買が成立  
する。この場合における當該農地  
の對價には、第六條第三項の規定  
を準用する。

第二十九條 第十六條の規定により  
農地の賣渡を受けた者で命令で定  
めるものは、第十五條の規定によ  
り政府が買收した農業用施設、土  
地又は建物を買ひ受けようとする  
ときは、市町村農地委員會に対し  
て申込をしなければならない。

第十五條の規定により政府が買  
收した農業用施設、土地又は建物  
の賣渡については、第十六條、第  
十八條乃至第二十二條及び第二十  
六條の規定を適用する。この場合

中「第十七條」とあるのは、「第二十  
九條第一項」と読み替へるものと  
する。

第三十條 政府は、自作農を創設す  
るため必要があるときは、左に掲  
げるものを買收することができます。  
前項の對價を定める場合には、  
農地にあつては、第六條第三項の  
規定を準用し、農地以外の土地に  
あつては、命令の定めるところに  
より、當該土地の近傍類似の農地  
の時價を參照し、土地以外のもの  
にあつては、時價を參照する。こ  
の場合において、同項中「市町村  
農地委員會」とあるのは、「都道府  
縣農地委員會」と読み替へるもの  
とする。

都道府縣農地委員會は、未墾地  
買收計畫を定めたときは、遲滞な  
くその旨を公告し、且つ公告の日  
から十日間前條の規定により買收

し、又は使用すべきものの所在地  
の市役所又は町村役場において左  
の事項を記載した書類を縦覽に供  
しなければならない。

一 買收し、又は使用すべき土地、  
二 買收し、又は使用すべき土地、  
三 購買の権利、立木又は工作物の所有者  
の氏名又は名稱及び住所

四 第一號又は第二號の土地の上  
にある立木又は建物その他の工作  
物の相當とするもの

三 第一號又は前號の土地附近の  
農地で當該土地と併せて開發す  
るのを相當とするもの

四 第一號又は第二號の土地の上  
にある立木又は建物その他の工作  
物の相當とするもの

五 漁業權

六 水の使用に關する權利

七 開發後における第一號又は第  
二號の土地の利用上必要な土  
地、立木又は建物その他の工作  
物

八 第三十一條 政府が前條の規定によ  
る買收又は使用をするには、都道  
府縣農地委員會が命令の定めると  
ころにより定める未墾地買收計畫

未墾地買收計畫においては、買  
收し、又は使用すべき土地、權利、  
立木、建物その他の工作物、買收

の時期又は使用的時期及び期間並  
びに對價を定めなければならな  
い。

前項の對價を定める場合には、  
農地にあつては、第六條第三項の  
規定を準用し、農地以外の土地に  
あつては、命令の定めるところに  
より、當該土地の近傍類似の農地  
の時價を參照し、土地以外のもの  
にあつては、時價を參照する。こ  
の場合において、同項中「市町村  
農地委員會」とあるのは、「都道府  
縣農地委員會」と読み替へるもの  
とする。

都道府縣農地委員會は、未墾地  
買收計畫を定めたときは、遅滞な  
くその旨を公告し、且つ公告の日  
から十日間前條の規定により買收

し、又は使用すべきものの所在地  
の市役所又は町村役場において左  
の事項を記載した書類を縦覽に供  
しなければならない。

一 買收し、又は使用すべき土地、  
二 買收し、又は使用すべき土地、  
三 購買の権利、立木又は工作物の所有者  
の氏名又は名稱及び住所

四 第一號又は第二號の土地の上  
あるいは立木又は建物その他の工作  
物の相當とするもの

五 漁業權

六 水の使用に關する權利

七 開發後における第一號又は第  
二號の土地の利用上必要な土  
地、立木又は建物その他の工作  
物

八 第三十一條 政府が前條の規定によ  
る買收又は使用をするには、都道  
府縣農地委員會が命令の定めると  
ころにより定める未墾地買收計畫

によらなければならぬ。

その種類、立木については、そ

の樹種、數量及び所在の場所、

工作物については、その種類及び所在の場所

### 三 對價

四 買收の時期又は使用の時期及び期間

未墾地買収計畫については、第七條及び第八條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市町村農地委員會」とあるのは、「都道府縣農地委員會」とあるのは、「都道府縣農地委員會」とあるのは、「地方長官」と、第七條第一項及び第八條中「同條第五項」とあり、又は第七條第二項中「前條第五項」とあるのは、「第三十一條第四項」と、第八條中「承認」とあるのは、「認可」と読み替へるものとする。

### 三十二條 都道府縣農地委員會

は、前條の規定による未墾地買収計畫を定めるため必要があるときは、その委員又は委員會の事務に從事する者に、他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移轉し、若しくは除却させることができ。但し、これに因つて生じた損害は、これを補償しなければならない。

政府が第三十條の規定による買收又は使用をするため必要がある場合には、前項の規定を準用する。この場合において、同項の規定中「その委員又は委員會の事務に從事する者」であるのは、「當該官吏」と読み替へるものとする。

### 第三十四條 第三十條の規定による買收又は使用については、第九條

乃至第十一條、第十二條第一項、第三條第一項第三項及び第十四

條の規定を準用する。この場合における買收又は使用に因つて當該権利、土地、立木若しくは工作物を從來用ひた目的に供することができないときは、當該物件の所有者又は占有者に、その物件を收去させることができる。前項の場合において、當該物件を收去することに因つて當該物件を從來用ひた目的に供することができないときは、當該物件の所有者は、命令の定めるところにより、政府に對してその買收を請求することができる。前項に規定する買收の對價は、地方長官が、時價を參照してこれを定める。

第二項に規定する買收については、第九條、第十一條、第十二條第一項、第十三條第一項第二項及び第十四條の規定を準用する。この場合において、第九條第二項第一號中「第六條第五項各號」とあるのは、「第三十一條第四項各號」とあるのは、「第三十一條第四項各號」とあるのは、「第三十一條第四項各號」とあるのは、「第三十一條第三項前段」の規定により、権利、土地、立木又は工作物を使用する場合においては、前條において準用する第九條第一項の令書に記載し、又は同項但書の規定により公告した使用の時期に、政府は、當該権利、土地、立木又は工作物の使用权を取得し、當該権利又は當該土地、立木若しくは工作物に關する権利は、使用の期間その行使を停止されると、第三十條の規定による買收又は使用をするため必要がある場合は、この限りでない。

前項の場合には、第三十一條乃至第三十九條、第十三條第一項、第三十七條の規定により土地の買收をする場合において、特に必要があるときは、その買收の當時當該土地に關し所有権、賃借権、使用貸借による権利、永小作権、地上權又は入會権を有する者に對し當該土地に代るべき土地として賣り渡し、又は賃貸するため必要な他の土地（當該土地の上にある立木を含む。）を買收し、又は使用することができる。

第三十六條 第三十條第二項の規定による権利、土地、立木若しくは工作物の使用が三年以上に亘るとき、又はその使用に因つて當該権利、土地、立木若しくは工作物を從來用ひた目的に供することができないときは、當該権利の所有者又は占有者は、命令の定めるところにより、政府に對してその買收を請求することができる。前項の規定による買收をすることに因つて當該権利又は土地、立木若しくは工作物の所有者は、命令の定めるところにより、政府に對してその買收を請求することができる。

第三十八條 政府が第三十條第一項の規定による買收をする場合において、その買收に係る同項第一號の土地の面積が主務大臣の定める面積を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定にかかるらず、市町村農地委員會の定める未墾地買収計畫により第三十條第一項の規定による買收をすることができる。

第三十九條 政府は、第三十二條第一項（同條第二項、第三十七條第二項及び前條第二項において準用する場合を含む。）の規定による行為、第三十三條第一項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による收去、第三十三條第四項（第三十六條第三項及び第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による行

用する場合を含む。若しくは第三十條（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十二條第一項の規定による権利の消滅又は第三十五條の行使の停止に因つて生じた損失を補償しなければならない。

第三十二條第一項（同條第二項、第三十七條第二項及び前條第二項において準用する場合を含む。）の規定による権利の行使の停止に因つて生じた損失を補償しなければならない。

第三十二條第一項（同條第二項、第三十七條第二項及び前條第二項において準用する場合を含む。）の規定による行爲に係る補償の場合において准用する場合を含む。）の規定による行爲に係る補償の場合を除いて、前項の規定による補償を受ける者は、第三十條若しくは第三十七條の規定による買収若しくは第三十三條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による行爲、第三十三條第一項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収又は第三十三條第二項若しくは第三十六條第一項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収又は第三十一條の規定による未墾地買収により買収し、又は使用した土地（第三十條第二項に規定する土地を含む。）、權利、立木若しくは工作物の賣渡又は第三十條若しくは第三十六條又は第三十七條の規定による買収若しくは第三十三條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収又は第三十一條の規定による未墾地買収により買収し、又は使

用した土地（第三十條第二項に規定する土地を含む。）、權利、立木若しくは工作物の賣渡又は第三十條若しくは第三十六條又は第三十七條の規定による買収若しくは第三十三條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収又は第三十一條の規定による未墾地買収により買収し、又は使用した土地（第三十條第二項に規定する土地を含む。）、權利、立木若しくは工作物の賣渡又は第三十條若しくは第三十六條又は第三十七條の規定による買収若しくは第三十三條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収又は第三十一條の規定による未墾地買収により買収し、又は使

用した土地（第三十條第二項に規定する土地を含む。）、權利、立木若しくは工作物の賣渡又は第三十條若しくは第三十六條又は第三十七條の規定による買収若しくは第三十三條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収又は第三十一條の規定による未墾地買収により買収し、又は使用した土地（第三十條第二項に規定する土地を含む。）、權利、立木若しくは工作物の賣渡又は第三十條若しくは第三十六條又は第三十七條の規定による買収若しくは第三十三條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収又は第三十一條の規定による未墾地買収により買収し、又は使

用した土地（第三十條第二項に規定する土地を含む。）、權利、立木若しくは工作物の賣渡又は第三十條若しくは第三十六條又は第三十七條の規定による買収若しくは第三十三條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収又は第三十一條の規定による未墾地買収により買収し、又は使用した土地（第三十條第二項に規定する土地を含む。）、權利、立木若しくは工作物の賣渡又は第三十條若しくは第三十六條又は第三十七條の規定による買収若しくは第三十三條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収又は第三十一條の規定による未墾地買収により買収し、又は使

前項の場合には、同項の規定により都道府縣農地委員會に處理させる事項に關しては、この法律により都道府縣農地委員會の權限に屬させた事項は、地方長官が、これを處理し、この法律により市町村農地委員會に對してすべき異議の申立は、都道府縣農地委員會に對し、都道府縣農地委員會に對してすべき訴願の提起は、地方長官に對してこれをするものとする。

主務大臣は、自作農の創設上特に必要があると認めるときは、この法律により都道府縣農地委員會の權限に屬させた事項を地方長官又は中央農地委員會に處理させることができる。

前項の場合には、同項の規定により地方長官の權限に屬させた事項は、主務大臣が、これを處理し、この法律により都道府縣農地委員會に對してすべき異議の申立は、地方長官又は中央農地委員會に對し、地方長官に對してこれをするものとする。

市町村農地委員會に對してすべき異議の申立は、都道府縣農地委員會に對し、都道府縣農地委員會に對してすべき訴願の提起は、地方長官に對してこれをするものとする。

第四十九條 この法律中町村又は町長に關する規定は、町村の事務の全部又は役場事務を共同處理する町村組合のある地にあつては町組合又は組合管理者に、町村制を施行しない地にあつてはこれに準ずるものに、市又は市長に關する規定は、東京都の區のある區域、京都市、大阪市、横濱市、名古屋市及び神戸市にあつては地方長官の指定する區又は區長にこれを適用する。

第五十條 左の各號の一に該當する者は、これを六箇月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處する。

一 第三十二條第一項(第三十七條第二項において準用する場合を含む。)において適用する第三十二條第一項の規定による當該官吏の測量、検査、移轉又は除却を拒み、妨げ又は忌避した者二 第四十二條の規定に違反した者

で、報告を怠り、又は虚偽の報告をした者

第五十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務に關し前條第二號又は第三號の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對して同條の罰金刑を科する。

附 則

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第三條第一項の規定による農地の買収については、市町村農地委員會は、相當と認めるときは、命令の定めるところにより、昭和二十一年十一月二十三日現在における事實に基いて第六條の規定による農地買収計畫を定めることができる。

農地調整法の一部を改正する法律案

農地調整法の一部を次のやうに改正する。

第一條 本法ハ耕作者ノ地位ノ安定及農業生産力ノ維持増進ヲ圖ル爲農地關係ノ調整ヲ爲スヲ以て目的トス

前項ノ許可又ハ承認ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第一項ノ許可又ハ承認ヲ受ケズシテ爲シタル行爲ハ其ノ效力ヲ生ゼズ

第九條ノ八を第九條ノ九とする。

第五十條第二項第一號中「本法」の下に「其ノ他ノ法律」を加へる。

第十五條ノ二 市町村農地委員會ハ會長及委員ヲ以て之ヲ組織ス

會長ハ委員ニ於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者ヲ以て之ニ充ツ但シ委員ニ於テ會長ヲ互選スルコト能ハザルトキハ第八項ノ規定ニ依リ選任セラレタル委員ノ中ヨリ地方長官ノ選任シタル者ヲ以て之ニ充ツ、

前項ノ許可又ハ承認ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第一項ノ許可又ハ承認ヲ受ケズシテ爲シタル行爲ハ其ノ效力ヲ生ゼズ

第九條ノ八を第九條ノ九とする。

第五十條ノ八 小作料ノ額ガ田ニ在リテハ通常收穫セラルル米ノ價額、

烟ニ在リテハ通常收穫セラルル主作物ノ價額ノ一定割合ニ相當スル額ヲ超ユルトキハ農地ノ質借人又バ之ヲ爲スコトヲ得ズ

三 第四十五條の規定に違反し

ノ一二該當シ被選舉權ヲ有スル者

ニ就キ當該各號ニ該當シ選舉權ヲ  
有スル者ノ選舉シタル者ヲ以テ之  
ニ充ツ

一 耕作ノ業務ヲ營ム者ニシテ農  
地ヲ所有セザルモノ又ハ耕作ノ  
業務ヲ營ム農地ノ面積ガ其ノ所  
有スル農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユ  
ルモノ

二 農地ノ所有者ニシテ其ノ所有  
スル農地ニ付耕作ノ業務ヲ營マ  
ザルモノ又ハ其ノ所有スル農地  
ノ面積ガ耕作ノ業務ヲ營ム農地  
ノ面積ノ二倍ヲ超ユルモノ

三 耕作ノ業務ヲ營ミ且農地ヲ所  
有スル者ニシテ前二號ニ該當セ  
ザルモノ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ耕作ノ  
業務ヲ營ム者ノ同居ノ戸主若ハ家  
族又ハ耕作ノ業務ヲ營ム者ノ戸主  
若ハ家族ニシテ命令ヲ以テ定ムル  
特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セ  
ノ所有スル農地ト看做ス

第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項  
各號ノ一二該當スル者ノ同居ノ戸  
主又ハ家族ハ之ヲ當該各號ニ該當  
スル者ト看做ス

第三項ノ規定ニ依リ選舉セラルベ  
キ委員ノ定數ハ同項第一號ノ區分  
ニ屬スル者ニ在リテハ五人、同項

二 業務ヲ營ム者ニシテ農  
地ヲ所有セザルモノ又ハ耕作ノ  
業務ヲ營ム農地ノ面積ガ其ノ所  
有スル農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユ  
ルモノ

三 農地ノ所有者ニシテ其ノ所有  
スル農地ニ付耕作ノ業務ヲ營マ  
ザルモノ又ハ其ノ所有スル農地  
ノ面積ガ耕作ノ業務ヲ營ム農地  
ノ面積ノ二倍ヲ超ユルモノ

四 耕作ノ業務ヲ營ム者ニシテ農  
地ヲ所有セザルモノ又ハ耕作ノ  
業務ヲ營ム農地ノ面積ガ其ノ所  
有スル農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユ  
ルモノ

五 耕作ノ業務ヲ營ム者ニシテ農  
地ヲ所有セザルモノ又ハ耕作ノ  
業務ヲ營ム農地ノ面積ガ其ノ所  
有スル農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユ  
ルモノ

六 耕作ノ業務ヲ營ム者ニシテ農  
地ヲ所有セザルモノ又ハ耕作ノ  
業務ヲ營ム農地ノ面積ガ其ノ所  
有スル農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユ  
ルモノ

七 耕作ノ業務ヲ營ム者ニシテ農  
地ヲ所有セザルモノ又ハ耕作ノ  
業務ヲ營ム農地ノ面積ガ其ノ所  
有スル農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユ  
ルモノ

八 耕作ノ業務ヲ營ム者ニシテ農  
地ヲ所有セザルモノ又ハ耕作ノ  
業務ヲ營ム農地ノ面積ガ其ノ所  
有スル農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユ  
ルモノ

ハ三人、同項第三號ノ區分ニ屬ス

ル者ニ在リテハ二人トス  
地方長官必要アリト認ムルトキハ  
特定ノ市町村農地委員會ニ付第三

項ノ規定ニ依リ選舉セラルベキ委  
員ノ定數ヲ増加スルコトヲ得此ノ  
場合ニ於テハ同項第一號ノ區分ニ  
屬スル者ニ就キ増加スベキ委員ノ  
定數ハ同項第二號及第三號ノ區分  
ニ屬スル者ニ就キ増加スベキ委員  
ノ定數ノ合計ト等シキコトヲ要シ  
且増加スペキ委員ノ定數ノ合計ハ  
十人ヲ超ユルコトヲ得ズ

地方長官必要アリト認ムルトキハ  
第三項ノ規定ニ依リ選舉セラルル  
委員ノ外三人ヲ限リ委員ヲ選任ス  
ルコトヲ得

前項ノ委員ヲ選任スルニハ第三項  
ノ規定ニ依リ選舉セラレタル總委  
員ノ同意アルコトヲ要ス但シ第二  
項但書ノ規定ニ依リ會長ニ充ツベ  
キ委員ヲ選任セントスルトキハ此  
ノ限ニ在ラズ

第五條ノ六第三項但書中「未成  
人」及び同條第四項を削る。

第五條ノ九第一項中「一年」を  
「二年」に改め、同項但書を削り、同  
項の次に左の三項を加へる。

第五條ノ二第三項各號ノ區分ノ  
人」及び同條第四項を削る。

第五條ノ二第三項ノ規定ニ  
依リ同項第一號ノ區分ニ屬スル  
者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ  
於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者  
十人

第五條ノ二第三項ノ規定ニ  
依リ同項第二號ノ區分ニ屬スル  
者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ  
於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者  
六人

第五條ノ二第三項ノ規定ニ  
依リ同項第三號ノ區分ニ屬スル  
者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ  
於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者  
四人

之ヲ準用ス

第十五條ノ四 左ニ掲グル者ハ選舉  
權及被選舉權ヲ有セズ

二 禁治產者  
一 未成年者

三 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑  
ニ處セラレ其ノ刑ノ執行ヲ終リ  
又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至  
ル迄ノ者

一 潟禁治產者  
二 破產者ニシテ復權ヲ得ザルモ  
ノ

左ニ掲グル者ハ被選舉權ヲ有セズ

ノ

第十五條ノ六第三項但書中「未成  
人」及び同條第四項を削る。

第十五條ノ九第一項中「一年」を  
「二年」に改め、同項但書を削り、同  
項の次に左の三項を加へる。

第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ  
人」及び同條第四項を削る。

第十五條ノ二第三項ノ規定ニ  
依リ同項第一號ノ區分ニ屬スル  
者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ  
於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者  
十人

第十五條ノ二第三項ノ規定ニ  
依リ同項第二號ノ區分ニ屬スル  
者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ  
於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者  
六人

第十五條ノ二第三項ノ規定ニ  
依リ同項第三號ノ區分ニ屬スル  
者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ  
於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者  
四人

第十五條ノ二第三項ノ規定ニ  
依リ同項第三號ノ區分ニ屬スル  
者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ  
於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者  
四人

第十五條ノ二第三項ノ規定ニ  
依リ同項第三號ノ區分ニ屬スル  
者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ  
於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者  
四人

前項ノ場合ニ之ヲ准用ス

第十五條ノ十中「又ハ其ノ屬シタ  
ル第十五條ノ二第三項ノ區分ニ屬セ  
ル者ニ至リタルトキ」を削る。

第十五條ノ十一に左の二項を加へ  
る。

市町村農地委員會ノ會議ハ公開ス  
ル會長ハ議事錄ヲ作成シ之ヲ縱覽ニ  
供スベシ

第十五條ノ十三第二項第一號中  
ノ定數ノ九第二項中市町村長トア  
ルハ地方長官、同條第三項中地方  
長官トアルハ主務大臣、第十五條  
ノ九第三項トアルハ第十五條ノ十  
ノ第八項トアルハ第十五條ノ十  
四第三項第四號トス

「本法」の下に「其ノ他ノ法律」を加へ  
る。

第十五條ノ十四第三項を次のやう  
に改める。

委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充  
ツ

一 第十五條ノ二第三項ノ規定ニ  
依リ同項第一號ノ區分ニ屬スル  
者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ  
於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者  
十人

二 第十五條ノ二第三項ノ規定ニ  
依リ同項第二號ノ區分ニ屬スル  
者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ  
於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者  
六人

三 第十五條ノ二第三項ノ規定ニ  
依リ同項第三號ノ區分ニ屬スル  
者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ  
於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者  
四人

四 學識經驗アル者ノ中ヨリ主務  
大臣ノ選任シタル者

五人乃至十人

第十五條ノ十五 第十五條ノ二第十  
項、第十五條ノ六乃至第十五條ノ  
八、第十五條ノ九第一項乃至第三

項第五項第六項及第十五條ノ十乃  
至第十五條ノ十二ノ規定ハ都道府  
縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第  
十五條ノ九第二項中市町村長トア  
ルハ地方長官、同條第三項中地方  
長官トアルハ主務大臣、第十五條  
ノ九第三項トアルハ第十五條ノ十  
ノ第八項トアルハ第十五條ノ十  
四第三項第四號トス

項第五項第六項及第十五條ノ十乃  
至第十五條ノ十二ノ規定ハ都道府  
縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第  
十五條ノ九第二項中市町村長トア  
ルハ地方長官、同條第三項中地方  
長官トアルハ主務大臣、第十五條  
ノ九第三項トアルハ第十五條ノ十  
ノ第八項トアルハ第十五條ノ十  
四第三項第四號トス

項第五項第六項及第十五條ノ十乃  
至第十五條ノ十二ノ規定ハ都道府  
縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第  
十五條ノ九第二項中市町村長トア  
ルハ地方長官、同條第三項中地方  
長官トアルハ主務大臣、第十五條  
ノ九第三項トアルハ第十五條ノ十  
ノ第八項トアルハ第十五條ノ十  
四第三項第四號トス

項第五項第六項及第十五條ノ十乃  
至第十五條ノ十二ノ規定ハ都道府  
縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第  
十五條ノ九第二項中市町村長トア  
ルハ地方長官、同條第三項中地方  
長官トアルハ主務大臣、第十五條  
ノ九第三項トアルハ第十五條ノ十  
ノ第八項トアルハ第十五條ノ十  
四第三項第四號トス

項第五項第六項及第十五條ノ十乃  
至第十五條ノ十二ノ規定ハ都道府  
縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第  
十五條ノ九第二項中市町村長トア  
ルハ地方長官、同條第三項中地方  
長官トアルハ主務大臣、第十五條  
ノ九第三項トアルハ第十五條ノ十  
ノ第八項トアルハ第十五條ノ十  
四第三項第四號トス

項第五項第六項及第十五條ノ十乃  
至第十五條ノ十二ノ規定ハ都道府  
縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第  
十五條ノ九第二項中市町村長トア  
ルハ地方長官、同條第三項中地方  
長官トアルハ主務大臣、第十五條  
ノ九第三項トアルハ第十五條ノ十  
ノ第八項トアルハ第十五條ノ十  
四第三項第四號トス

項第五項第六項及第十五條ノ十乃  
至第十五條ノ十二ノ規定ハ都道府  
縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第  
十五條ノ九第二項中市町村長トア  
ルハ地方長官、同條第三項中地方  
長官トアルハ主務大臣、第十五條  
ノ九第三項トアルハ第十五條ノ十  
ノ第八項トアルハ第十五條ノ十  
四第三項第四號トス

項第五項第六項及第十五條ノ十乃  
至第十五條ノ十二ノ規定ハ都道府  
縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第  
十五條ノ九第二項中市町村長トア  
ルハ地方長官、同條第三項中地方  
長官トアルハ主務大臣、第十五條  
ノ九第三項トアルハ第十五條ノ十  
ノ第八項トアルハ第十五條ノ十  
四第三項第四號トス

項第五項第六項及第十五條ノ十乃  
至第十五條ノ十二ノ規定ハ都道府  
縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第  
十五條ノ九第二項中市町村長トア  
ルハ地方長官、同條第三項中地方  
長官トアルハ主務大臣、第十五條  
ノ九第三項トアルハ第十五條ノ十  
ノ第八項トアルハ第十五條ノ十  
四第三項第四號トス

項第五項第六項及第十五條ノ十乃  
至第十五條ノ十二ノ規定ハ都道府  
縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第  
十五條ノ九第二項中市町村長トア  
ルハ地方長官、同條第三項中地方  
長官トアルハ主務大臣、第十五條  
ノ九第三項トアルハ第十五條ノ十  
ノ第八項トアルハ第十五條ノ十  
四第三項第四號トス

項第五項第六項及第十五條ノ十乃  
至第十五條ノ十二ノ規定ハ都道府  
縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第  
十五條ノ九第二項中市町村長トア  
ルハ地方長官、同條第三項中地方  
長官トアルハ主務大臣、第十五條  
ノ九第三項トアルハ第十五條ノ十  
ノ第八項トアルハ第十五條ノ十  
四第三項第四號トス

項第五項第六項及第十五條ノ十乃  
至第十五條ノ十二ノ規定ハ都道府  
縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第  
十五條ノ九第二項中市町村長トア  
ルハ地方長官、同條第三項中地方  
長官トアルハ主務大臣、第十五條  
ノ九第三項トアルハ第十五條ノ十  
ノ第八項トアルハ第十五條ノ十  
四第三項第四號トス

項第五項第六項及第十五條ノ十乃  
至第十五條ノ十二ノ規定ハ都道府  
縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第  
十五條ノ九第二項中市町村長トア  
ルハ地方長官、同條第三項中地方  
長官トアルハ主務大臣、第十五條  
ノ九第三項トアルハ第十五條ノ十  
ノ第八項トアルハ第十五條ノ十  
四第三項第四號トス

項第五項第六項及第十五條ノ十乃  
至第十五條ノ十二ノ規定ハ都道府  
縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第  
十五條ノ九第二項中市町村長トア  
ルハ地方長官、同條第三項中地方  
長官トアルハ主務大臣、第十五條  
ノ九第三項トアルハ第十五條ノ十  
ノ第八項トアルハ第十五條ノ十  
四第三項第四號トス



歩ニ引下ゲマシテ、之ヲ超エル小作地

全部約三百萬町歩ヲ買收スルコトニ致

シタノデゴザイマス、併シナガラ自作

地ニ付キマシテハ、從來通り原則トシ

テ買收ヲ致サナイコト致シテ居ルノ

デゴザイマス、國家ハ此ノ買收シマシ

タ小作地ニ、概末二箇年間ニ自作農ヲ

創設致ス所存アリマス

第三ニ、農地ノ買收價格ハ現行通り

デアリマスガ、農地ノ買收ヲ受ケマシ

ダ地主ニ對シマシテハ、一定面積ヲ限

度ト致シマシテ、現行通りノ額ノ報償

金ヲ交付スルコトニ致シテ居ルノデゴ

ザイマス、唯買收代價ノ支拂ニ付キマ

シテハ、現下ノ金融事情ニ鑑ミマシ

テ、農地證券ノ交付ニ依ルコト致シ

マシタ

第四ニ農地ヲ買受ケタ農民ハ、其ノ

可能ノ限度デ農地代價ヲ一時拂ヒ致

還ノ途ヲ確保サレテ居リマスルト共

ニ、將來經濟事情ノ激變ニ依リマシ

テ、假ニ農產物ノ價格ガ低落致スヤウ

ナ場合ガゴザイマシテモ、其ノ年賦債

還ハ土地ノ購入者ニ取リマシテ過大ノ

負擔トナルコトノアリマスニヤウニ

政府ニ於テ之ヲ減免致シマスル保障ヲ

モ與ヘテ居ル次第ゴザイマス、又未

墾地ニ付キマシテモ、既墾地ニ準ジマ

シテ之ヲ買收スルコトニ致シテ居ルノ

デゴザイマス

次ニ農地調整法中ノ改正法律案ニ付

キマシテハ、第一番ニ、自作農創設特

別措置法案ノ制定ニ照應致シマシテ、

自作農創設ノ事業ノ實際ニ當リマスル

農地委員會ノ構成ヲ民主的ニ改組致シ

マシテ、土地所有者ト小作人ト同數ヲ

以テ組織スルコトニ致シテ居ルノデア

リマス

第二番目ニ、自作農創設事業ノ圓滑

ナ實施ヲ圖リマスルト共ニ、將來農地

ノ兼併ヲ防止致シマスル爲ニ、農地ノ

脅強化スルコト致シタノデゴザリマス

第三番目ニハ、右自作農創設ニ關シ

マスル措置ト相俟チマシテ、殘存シ

マスル小作關係ニ付キマシテモ、小作料

ノ最高額ノ制限デアリマストカ、小作

契約ノ文書ニ依ル締結デアリマスル

カ、必要ナル措置ヲ講ジマシテ、小作

關係ノ適正ト、小作人ノ地位ノ向上ト

ヲ圖ルコトニ致シテ居ルノデゴザイマ

シテハ、全國民ハ此ノ法案ノ審議ノ情

勢ニ付キマシテ、耳ヲ聳テ、居ルコト

ト存ズルノデアリマスガ、私ハ此ノ議

會ヲ通ジマシテ、此ノ法案ガ政府ノ意

圖シテ居リマス所ノ、眞ニ農村ノ再建

ニ其ノ成績ヲ學ゲルカドウカト云フコ

トヲ一面疑フ點ガアルノデアリマス、

抑々此ノ農地調整法ト云フモノハ、諸

君モ御承知ノ通リニ昭和十三年四月ニ

初メテ發布セラレタノデアリマス、是

ハ支那事變ガ勃發致シマシテ正ニ一

年、農村ニ於キマシテハ、軍事ニ或ハ

工場ニ其ノ勞力ヲ擧ゲマシテ、農村ハ

(拍手)

○議長(山崎猛君) 質疑ノ通告ガア

リマス、順次之ヲ許シマス——森幸

太郎君

〔森幸太郎君登壇〕

○森幸太郎君 質問ノ回答ガア

農地調整法一部改正法律案、自作農創

設特別措置法案ノ二案ニ付キマシテ、

此ノ法案ハ、引ツ括メテ農地改正

スガ、此ノ改正法案ガ新聞等ニ傳ハリ

マスルト、全國民ガ、敢テ農村ノミナ

シメタノデアリマス、又町村ハ此ノ法

ラズ、此ノ法案ノ將來ニ付テ非常ナル

心配ヲ致シテ居ルノデアリマス、此ノ

法案ハ、今回當議會ニ提案セレマシタ

ト私ハ考ヘルノデアリマス、敗戦ノ日

憲法改正法案ニ次グベキ重大ナル法案

本ガ今ヤ起チ上ラントスル、此ノ我ガ

國ノ基盤ヲナス所ノ農村ガ、此ノ法案

ニ依ツテ根本的ニ改革セラル、ノデア

リマス、全國民ハ此ノ法案ノ審議ノ情

勢ニ付キマシテ、耳ヲ聳テ、居ルコト

ト存ズルノデアリマスガ、私ハ此ノ議

會ヲ通ジマシテ、此ノ法案ガ政府ノ意

圖シテ居リマス所ノ、眞ニ農村ノ再建

ニ其ノ成績ヲ學ゲルカドウカト云フコ

トヲ一面疑フ點ガアルノデアリマス、

抑々此ノ農地調整法ト云フモノハ、諸

君モ御承知ノ通リニ昭和十三年四月ニ

初メテ發布セラレタノデアリマス、是

ハ支那事變ガ勃發致シマシテ正ニ一

年、農村ニ於キマシテハ、軍事ニ或ハ

工場ニ其ノ勞力ヲ擧ゲマシテ、農村ハ

労力ノ缺乏ニ依ツテ非常ナル苦難ニ陷

リマシテ、戰時ニ食糧增産ノ最モ大ナ

ラニモ拘ハリマセズ、アチラニモコチ

ラニモ不耕作ノ土地ガ生ズルヤウニナ

ツタノデアリマス、此ノ場合ニ於テ、

政府ハ農地調整法ヲ施行致シマシテ、

サウシテ兵役其ノ他特別ノ事由ニ依ツ

テ自耕作不能、管理不能ノ場合ハ、市

定其ノ他農地調整ニ副フヤウニ處理セ

シメタノデアリマス、又町村ハ此ノ法

律ノ下ニ、自作農創設ノ爲メ土地ヲ所

有シ、貸付スル場合、認可ヲ得テ譲渡

又ハ使用收益ノ權利ノ約定ヲ協議ス

ル、土地處分ニハ農地委員會ニ通知セ

由ニナサシムルコト、自作權ノ確保、

小作爭議ノ解決ヲ積極的ニナスコト、

農地利用關係ニ農地委員會ノ調查ヲナ

サシムルコト、委員會ニ依リ自作農創

設維持、開墾、交換分合、小作調停等

ヲ自治的ニ處理セシムルコトヲ此ノ農

地調整法デ決シメタノデアリマス、其ノ

ノ調整ヲナスコトヲ目的トセラレマシ

テ、從來ノ農地調整法ト全ク其ノ行キ

方ヲ變ヘテ居ルノデアリマス、私ハ今

回此ノ農地調整法一部改正法律案ト云

フ此ノ提案ヨリモ、根本的ニ農地調整

法ト云フモノヲ御出シニナツタラドウ

カト云フコトヲ考ヘサセラレルノデア

リマス、而シテ本法案ノ提出ノ動機ニ

ニ當ツテ、政府ハ明カニ致シタノデアリ

マス、而シテ此ノ戰争ハ遂ニ敗戦ヲ以

テ結果ヲ致シタノデアリマスルガ、是

ガ爲ニ我國内ノ事情ハ一變致シマシ

テ、昭和二十年ノ十二月ニ此ノ農地調

整法ノ一部ガ改正サレタノデアリマ

ス、此ノ改正サレタノデアリマスルガ、是

ガ爲ニ我國内ノ事情ハ一變致シマシ

テ、昭和二十年ノ十二月ニ當ツテ聯合軍司令部

付テ政府ノ所信ヲ質シタイト思フノデアリ

アリマス

作農ノ創定ヲ強化促進シ、農地ノ移動

ノ制限統制、農地價格ノ統制、小作料

ノ金納化、農地委員會ノ刷新、此ノ五

ツノ項目ヲ掲ゲテ居ルノデアリマス、

然ルニ今回提案セレマシタル所ノ農地

シタ如ク、耕作者ノ地位ノ安定及ビ農

業生產力ノ維持ヲ圖ル爲メ、農地關係

ノ調整ヲナスコトヲ目的トセラレマシ

テ、從來ノ農地調整法ト全ク其ノ行キ

方ヲ變ヘテ居ルノデアリマス、私ハ今

回此ノ農地調整法一部改正法律案ト云

フ此ノ提案ヨリモ、根本的ニ農地調整

法ト云フモノヲ御出シニナツタラドウ

カト云フコトヲ考ヘサセラレルノデア

リマス、而シテ本法案ノ提出ノ動機ニ

付テ政府ノ所信ヲ質シタイト思フノデアリ

マス、而シテ本議會ニ於テ委員會ガ開カレ

此ノ議會ニ於テ委員會ガ開カレテ居ツ

タノデアリマス、二十年十二月七日ヨリ、只今行

ハレテ居リマスル所ノ農地調整法ハ、

此ノ議會ニ於テ委員會ガ開カレテ居ツ

タノデアリマス、二十年十二月七日ヨリ、只今行

ハレテ居リマスル所ノ農地調整法ハ、

此ノ議會ニ於テ委員會ガ開カレテ居ツ

タノデアリマス、二十年十二月九日ニ當ツテ聯合軍司令部

テ、サウシテ其ノ改正法律案ガ特別委

員會ニ依ツテ審議サレタノデアリマス、

ガ、十二月九日ニ當ツテ聯合軍司令部

テ、サウシテ其ノ改正法律案ガ特別委

員會ニ依ツテ審議サレタノデアリマス、

スルケレドモ、特ニ五ツノ項目ヲ掲ゲ

テ居リマス、ソレニハ極端ナル零細農

高率ノ金利ノ爲ニ負債ニ苦しシテ居ルコト、政府ノ政策ガ商工業者ヨリモ農業者ニ對シテ重壓的デアルコト、農民ノ利害ヲ無視セル所ノ政府ノ權力的統制ガアルコト、以上五項目ヲ擧ゲテ之ニ對處スベク命ゼラレテアリマス、サウシテ其ノ具體的對策ト致シマシテ、不適正價格ヲ以テ買取ル制度、耕作者收入ニ移譲、耕作セザル所有者ヨリ農地ヲ適正價格ヲ以テ買取ル制度、耕作者收入ニ相應セル年賦償還ニ依ル小作人ノ農地買取り制度、小作人ガ自作農化シタル場合ニ再ビ小作人ニ轉落セザル保障ヲスル爲ノ制度、此ノ四ツヲ掲ゲテ、以上ノ覺書ハ交付サレタノデアリマスガ、右ハ二十一年三月十五日マデ——本年ノ三月十五日マデニ對策ヲ提出スベク命ゼラレテアリマス、特ニ此ノ保障策ニハ、次ノ條項ガ條件トサレマスガ、右ハ二十一年三月十五日マデ——本年ノ三月十五日マデニ對策ヲ提出セラレタノデアリマス、第一ニ適正利率ニ依ル長期及ビ短期ノ信用ノ普及及ビ確保、第二ニ加工、配給業者ノ採取ニ對スル保護手段、第三ニ農産物ノ價格ノ安定策、第四ニ技術ノ啓發普及策、第五ニハ農村組合運動ノ醸成並ニ獎勵計畫、之ニ對シテ三月十五日、日本政府ハ回答文ト共ニ、第八十九議會ニ於テ決議セラレタル所ノ農地調整法ヲ提出セラレタモノデアリマス、之ニ關シ聯合國司令部ニ於テハ、其ノ文書ニ付テ、A項、不在地主ヨリ耕作者ニ對スル土地所有權ノ移動、B項、不耕作地主ヨリ農地ヲ適正價格ニ

テ買取ル制度、C項、小作者收入ニ應セル年賦償還ニ依ル小作人ノ農地買制、及ビ地主ヨリ小作人ヘノ土地移讓ニ關スルコトニ付テ不滿足デアルカラト、更ニ指令サレタノデアリマス、聯合軍ハ九月ノ初メニ進駐シタノス、聯合軍ハ九月ノ初メニ進駐シタノデアリマス、サウシテ直チニ國勢ノ調查ニ著手致シタモノデアリマスガ、十二月九日附ヲ以テ日本政府ニ覺書ヲ交付サレタコトハ、固ヨリ勝レタル所ノ科學ノ調査ニ依ツテ聯合軍ガヤラレタヨリ提出セラレタル相當ノ資料ヲ本ニ参考トセラレタコトモ私ハ事實デアルト存ジマス、覺書A項、B項、C項ハ、現實ト相當ノ差アル決斷ト我々ハ考ヘルノデアリマスガ、日本政府ハ本議會ニ對シテ、聯合軍ニ提出セラレタ所ノ正利率ニ依ル長期及ビ短期ノ信用ノ普及及ビ確保、第二ニ加工、配給業者ノ採取ニ對スル保護手段、第三ニ農產物ノ價格ノ安定策、第四ニ技術ノ啓發普及策、第五ニハ農村組合運動ノ醸成並ニ獎勵計畫、之ニ對シテ三月十五日、日本政府ハ回答文ト共ニ、第八十九議會ニ於テ決議セラレタル所ノ農地調整法ヲ提出セラレタモノデアリマス

地主の土地所有ヲ有利ナランメ、農民ノ寄生地主化ヲ齎シタト報告ヲシテ居リマス、政府ハ右ノ事實ヲ何レノ點ニ於テ認メラレマシタカ、明示サレントヲ要求スルモノデアリマス、尙ホ十二月九日ノ覺書ニ指令サレテ居ルノ所信ヲ質シタイト思フノアリマス、聯合軍ハ九月ノ初メニ進駐シタノデアリマス、サウシテ直チニ國勢ノ調査ニ著手致シタモノデアリマスガ、十二月九日附ヲ以テ日本政府ニ覺書ヲ交付サレタコトハ、固ヨリ勝レタル所ノ科學ノ調査ニ依ツテ聯合軍ガヤラレタコトハ想ヒマスルケレドモ、日本政府ニ對シテ聯合軍ガヤラレタコトヲ要求スルモノデアリマスガ、右ハ二十一年三月十五日マデ——本年ノ三月十五日マデニ對策ヲ提出セラレタノデアリマス、第一ニ適正利率ニ依ル長期及ビ短期ノ信用ノ普及及ビ確保、第二ニ加工、配給業者ノ採取ニ對スル保護手段、第三ニ農產物ノ價格ノ安定策、第四ニ技術ノ啓發普及策、第五ニハ農村組合運動ノ醸成並ニ獎勵計畫、之ニ對シテ三月十五日、日本政府ハ回答文ト共ニ、第八十九議會ニ於テ決議セラレタル所ノ農地調整法ヲ提出セラレタモノデアリマス

民ノ寄生地主化ヲ齎シタト報告ヲシテ居リマス、政府ハ右ノ事實ヲ何レノ點ニ於テ認メラレタコトハ、明示サレントヲ要求スルモノデアリマス、尙ホ十二月九日ノ覺書ニ指令サレテ居ルノ所信ヲ質シタイト思フノアリマス、聯合軍ハ九月ノ初メニ進駐シタノデアリマス、サウシテ直チニ國勢ノ調査ニ著手致シタモノデアリマスガ、十二月九日附ヲ以テ日本政府ニ覺書ヲ交付サレタコトハ、固ヨリ勝レタル所ノ科學ノ調査ニ依ツテ聯合軍ガヤラレタコトハ想ヒマスルケレドモ、日本政府ニ對シテ聯合軍ガヤラレタコトヲ要求スルモノデアリマスガ、右ハ二十一年三月十五日マデ——本年ノ三月十五日マデニ對策ヲ提出セラレタノデアリマス、第一ニ適正利率ニ依ル長期及ビ短期ノ信用ノ普及及ビ確保、第二ニ加工、配給業者ノ採取ニ對スル保護手段、第三ニ農產物ノ價格ノ安定策、第四ニ技術ノ啓發普及策、第五ニハ農村組合運動ノ醸成並ニ獎勵計畫、之ニ對シテ三月十五日、日本政府ハ回答文ト共ニ、第八十九議會ニ於テ決議セラレタル所ノ農地調整法ヲ提出セラレタモノデアリマス

地主の土地所有ヲ有利ナランメ、農民ノ寄生地主化ヲ齎シタト報告ヲシテ居リマス、政府ハ右ノ事實ヲ何レノ點ニ於テ認メラレタコトハ、明示サレントヲ要求スルモノデアリマス、尙ホ十二月九日ノ覺書ニ指令サレテ居ルノ所信ヲ質シタイト思フノアリマス、聯合軍ハ九月ノ初メニ進駐シタノデアリマス、サウシテ直チニ國勢ノ調査ニ著手致シタモノデアリマスガ、十二月九日附ヲ以テ日本政府ニ覺書ヲ交付サレタコトハ、固ヨリ勝レタル所ノ科學ノ調査ニ依ツテ聯合軍ガヤラレタコトハ想ヒマスルケレドモ、日本政府ニ對シテ聯合軍ガヤラレタコトヲ要求スルモノデアリマスガ、右ハ二十一年三月十五日マデ——本年ノ三月十五日マデニ對策ヲ提出セラレタノデアリマス、第一ニ適正利率ニ依ル長期及ビ短期ノ信用ノ普及及ビ確保、第二ニ加工、配給業者ノ採取ニ對スル保護手段、第三ニ農產物ノ價格ノ安定策、第四ニ技術ノ啓發普及策、第五ニハ農村組合運動ノ醸成並ニ獎勵計畫、之ニ對シテ三月十五日、日本政府ハ回答文ト共ニ、第八十九議會ニ於テ決議セラレタル所ノ農地調整法ヲ提出セラレタモノデアリマス

和田國務大臣ガ松村農林大臣ノ下ニ居ラレタ時ニ計出提案サレタ數字考ヘルノデアリマスガ、今日ノ場合ニ於テ尙ホ此ノ四十倍若シクハ四十八倍ト云フモノガ適正デアルト御考ヘニナツテ居ルカ、此ノ點モ御尋ネ致シテ置キタイト思ヒマス

次ニ本法案ノ執行ニ件ヒマシテ、農村ノ今マデノヤウナ美シキ淳風美俗ハ地ヲ拂フデハナイカト思ハレルノデアリマス〔ノー／＼〕殊ニ不耕作地主ト致シマシテ、今日マデ地方自治ニ非常ニ貢獻ヲ致シテ居ル所ノ階級ガアルノデアリマス、例ヘバ町村長ノ如キ、或ハ部落會長ノ如キ、或ハ農業會ノ役職員ノ如キ、農耕ヲ捨テ地方自治體ノ爲ニ獻身的ニ活動シテ居ツテ吳レル所ノ階級ガアルノデアリマス、是等ノ人ガ此ノ不耕作地主トシテ處置サレル場合ニ於テハ、其ノ人一代ノ問題デハナイ、將來ニ繋ガル問題デアリマスガ爲ニ、地方的指導階級トシテ獻身的ニ働イテ居ツタ今マデノ是ノ人々ガ、非常ナル迷惑ヲ來シ、今マデノ如クニトハ、本法案ハ國際的ナ關係ノ重大ナニナリハシナイカト云フ心配ガアルノデアリマス〔心配無用ト呼ブ者アリ〕此ノ點ニ付テ政府ノ所信ヲ聽キタインデアリマス

又農產物ノ價格ノ安定ハ、既ニ司令部ヨリモ條件トシテ附セラレタノデアリマスガ、平和國家建設ノ上ニ於キシテ、交易ヲ開始スル立場ニナリマシ

タ時ノ我ガ國ノ農產物價ノ安定デアリマス、三年、五年、十年ノ將來ノ見透

シヲスルコトハ誰シモ困難デハアリマス

スケレドモ、自由貿易ヲ許サレ得ルヤ

ヘラレテ居ルノカ、是ハ平和ガ克服シ

テ對等ノ條約ヲ結ビ得ル所ノ位置ヲ許

サレルマデニ、既ニ我々ハ考ヘテ置カ

ス、主要食糧ノ輸入將ニ目前ニ迫ツテ居ル時ニ、農產物價ニ對スル政府ノ所

信ヲ承リタインデアリマス

大ニ特ニ此ノ際申上ゲタイコトハ、アルコトハ皆様御承知ト思ヒマス、ナ

ゼ今少シク政府ハ勇敢ニ考ヘナイノデアラウカ、又衆議院ハナゼ今少シ徹底シテ考ヘテ吳レナイダラウカト云フ所

ノ疑問ヲ國民ガ持ツテ居ラレルコトハ事實デアリマス、ソコデ本法案ニ對シテ一言政府ノ責任ヲ質シテ置キタイン

ガ、是等ニ付キマシテハ、聯合軍司令官

部ニ於キマシテモ凡ユル方面カラ資料ヲ

出シマシテ、其ノ資料ニ基キマシテノ置ク必要ガアルノデアリマス、以上此ノ法案ニ對シマシテ根本的な理念ニ付

テ政府ノ所信ヲ質シタ次第デアリマス

開クニ當ツテ政府ノ態勢ヲ明カニシテ認定デゴザイマスノデ、出マシタ數字

ヲ如何ニ認定スルルカハ、聯合軍司令官

ハ四十八倍ヲ以テ評價サレルノシタコトハ、將ニ提案サレントシテ

モ、ソレニ對シマシテハ、我々トシテハ

シタ前提トナリマスモノニハ、或ハ日

シテハ、是ハ此ノ前農地制度ノ改革ヲ考ヘテ居ルノデアリマス

第三點ノ農地改革ノ正當性ニ付キマ

シテハ、是ハ此ノ前農地制度ノ改革ヲ

出シマシタ時ノ考ヘト變ツテ居リマセス、ヤハリ日本ノ農村ノ民主化シ、且

シノ必要ナ條件トシテ、農地改革ハ行

フモノガ適正デアルト御考ヘガ可ナリ入ツテ居

シ方ナインデアリマス、勿論此ノ前文ニ付キマシテハ、此ノ前文ノ書カレマ

ルコトハ、土地價格ニ於テ三色ニモ、四

色ニモ現ハレテ居ツタ事實ガアルノデ

アリマス、此ノ價格ヲ大藏省ハ財產

稅捕稅ノ基準トシテ容認サレルカドワ

カト云フ問題デアリマス、今日マデ大

幅、畠ハ四十八倍ヲ以テ評價サレルノ

シタ前提トナリマスモノニハ、或ハ日

シテハ、是ハ此ノ前農地制度ノ改革ヲ

出シマシタ時ノ考ヘト變ツテ居リマセス

カ否ヤ、此ノ點ヲ附加ヘテ御尋ネ致シ

タイト思フノデアリマス、以上デ私ノ

マシテ、今日ヨリ審議ヲ進メル上ニ於

テ、政府ハ我々議會ノ審議權ヲ何處マ

ルカ、若シモ此ノ法案ガ我々ノ一片ノ

コトハ申上ゲルマデモナイデアリマス

ス、主要食糧ノ輸入將ニ目前ニ迫ツテ居ル時ニ、農產物價ニ對スル政府ノ所

信ヲ承リタインデアリマス

居ル時ニ、農產物價ニ對スル政府ノ所

信ヲ承リタインデアリマス

ス、主要食糧ノ輸入將ニ目前ニ迫ツテ居ル時ニ、農產物價ニ對スル政府ノ所

信ヲ承リタインデアリマス

此ノ法案ト同ジヤウナ氣持ニ於テ色々ニモ現ハレテ居ツタ事實ガアルノデ

アリマス、今回財產稅ガ全國的ニ

課セ

三月十五日農林省ガ聯合軍司令部ニ

出シマシタ報告ノ前文ニ於テ、日本ノ物納小作料ガ高ク、其ノ高イ物納小作料ノ爲ニ經營ニ殘ルベキ餘剩ガ少ク、隨

テ農民ノ地位ガイツマデモ不安定ナ狀

態ニアルト云フ點ヲ指摘シテ居ル點ニ付テノ御答ヘデゴザイマスガ、私ハヤ

ハリ日本ノ物納小作料ハ高カツタ思ヒマス、不合理ナ點ガ多々アツタ思

フノデアリマス、是ハ事實トシテ認メ

ザルヲ得ナインデアリマス、何トナレバ、我々今後日ヲ重ねテ審議スル

コトハ所謂徒勞デアリマス、寧ロ「ボツダム」宣言受諾ニ件フ所ノ緊急勅令ヲ以テオヤリニナレバ宜シノデアル

第一點ハ十二月九日ノ聯合軍司令官

問ニ對シマシテ簡單ニ御答ヘ致シマス、順序ガ多少狂フカモ知レマセス

ガ、其ノ點ハ御諒承ヲ願ヒマス

○國務大臣(和田博雅君) 只今ノ御質問ヲ終リタインデアリマス

〔國務大臣和田博雅君登壇〕

第一點ハ十二月九日ノ聯合軍司令官

ノ農地改革ニ付テノ覺書ノ前文等ヲ正當ト認メルカト云フコトデゴザイマス

ガ、是等ニ付キマシテハ、聯合軍司令官

ノ農地改革ニ付テノ覺書ノ前文等ヲ正

ニ於キマスル全キ自由デアリマシテ、

多見解ヲ異ニスル點ガアリマシテ

ヲ如何ニ認定スルルカハ、聯合軍司令官

ガ出来テ行ツタ云フ狀態ハ、ドウシテモソコニ何等カ不合理ナ點ガヤハリ

ス、唯私ハ是等ノ點ヲ日本ノ現實トシテ認メ、其ノ現實ニ即シテ日本ノ農村ヲ眞ニ民主化シテ、明ルイ立派ナ農村ニスルト云フコトニ思ヒヲ致スペキダ

テ、而モソレデ其ノ小作料ノ上ニ生産ガ出來テ行ツタ云フ狀態ハ、ドウシ

テモソコニ何等カ不合理ナ點ガヤハリ

ス、唯私ハ是等ノ點ヲ日本ノ現實トシテ認メ、其ノ現實ニ即シテ日本ノ農村ヲ眞ニ民主化シテ、明ルイ立派ナ農村ニスルト云フコトニ思ヒヲ致スペキダ

テ考ヘテ居ルノデアリマス

ト考ヘテ居ルノデアリマス

シタ前提トナリマスモノニハ、或ハ日

シテハ、是ハ此ノ前農地制度ノ改革ヲ

言フヨリ外ニハ致シ方ガナイノデアリマス

マス

六七三

日本ノ現實ト歴史トヲ十分我々ト致シ  
マシテハ考察シタ上デノ農地改革デア  
ルト信ジテ居ル次第デゴザイマス

其ノ次ハ中小地主ノ搾取ヲ認メルヤ  
否ヤノ點デゴザイマスルガ、是ハ日本  
ノ農地ノ一番大キナ問題ハ、外國ニ於  
ケルガ如ク大地主ノ存在ニハアラズシ  
テ、不耕作ノ中小地主ノ存在ニアルト  
云フ點ニアルノデアリマス、是ハ一面  
カラ言ヒマスレバ、日本ノ土地飢餓ヲ  
示ス現象デモアリ、凡ユル問題ガ茲ニ  
表現サレテ居ルノデゴザイマスカラ、  
此ノ不耕作中小地主ノ問題ヲ解決セズ  
シテ、日本ノ農地制度ノ改革ハアリ得  
ナイノデアリマス(拍手)

次ニ人口包客力ノ點デゴザイマス  
ガ、是ハ日本ノ農村ヲ、今回ノ農  
地制度ノ改革ニ依リマシテ民主  
化シ得ル、途ヲ開キマシテモ、  
唯ソレダケニ依リマシテ、日本ノ  
農村ニ於ケル人口ノ包客力ガ急ニ殖エ  
ルト云フコトハ言ヘナインデアリマシ  
テ、是ハ農地制度ノ改革ト共ニ農業經  
營ヲ改善致シマシテ、或ハ協同的ナ組  
織ヲ入レ、或ハ機械ヲ導入シ、或ハ家  
畜ヲ導入シテ、其ノ生産力自體ヲ高メ  
ルコトニ依リマスト同時ニ、又工業一  
般ノ發達ト關係セシメテ考ヘルコトニ  
依ツテ、初メテ人口包客力ヲ云々シ得  
ルノデゴザイマス、併シ現在ノ狀況ニ  
於キマシテハ、日本ノ農業部面ニ於ケ  
ル人口包客力ヲ、或ル程度ニ於テハ考  
ヘナケレバナラヌト思フノデアリマ

ス、開墾ヲ致シマシテ、其處ニ人口ノ  
包客ヲ考ヘテ居ルノモ其ノ一ツノ現ハ  
ルト信ジテ居ル次第デゴザイマス  
ケルガ如ク大地主ノ存在ニハアラズシ  
テ、不耕作ノ中小地主ノ存在ニアルト  
云フ點ニアルノデアリマス、是ハ一面  
カラ言ヒマスレバ、日本ノ土地飢餓ヲ  
示ス現象デモアリ、凡ユル問題ガ茲ニ  
表現サレテ居ルノデゴザイマスカラ、  
此ノ不耕作中小地主ノ問題ヲ解決セズ  
シテ、日本ノ農地制度ノ改革ハアリ得  
ナイノデアリマス(拍手)

次ニ人口包客力ノ點デゴザイマス  
ガ、是ハ日本ノ農村ヲ、今回ノ農  
地制度ノ改革ニ依リマシテ民主  
化シ得ル、途ヲ開キマシテモ、  
唯ソレダケニ依リマシテ、日本ノ  
農村ニ於ケル人口ノ包客力ガ急ニ殖エ  
ルト云フコトニハ參ラナイ  
ハ、片方ノ目的トノ關聯モゴザイマス  
ガ、是ハ日本ノ農村ヲ、今回ノ農地ノ改  
革ニ依リマシテ土地均分ヲ行ヒマシタ  
地制度ノ改革ニ依リマシテ民主  
化シ得ル、途ヲ開キマシテモ、  
唯ソレダケニ依リマシテ、日本ノ  
農村ニ於ケル人口ノ包客力ガ急ニ殖エ  
ルト云フコトハ言ヘナインデアリマシ  
テ、是ハ農地制度ノ改革ト共ニ農業經  
營ヲ改善致シマシテ、或ハ協同的ナ組  
織ヲ入レ、或ハ機械ヲ導入シ、或ハ家  
畜ヲ導入シテ、其ノ生産力自體ヲ高メ  
ルコトニ依リマスト同時ニ、又工業一  
般ノ發達ト關係セシメテ考ヘルコトニ  
依ツテ、初メテ人口包客力ヲ云々シ得  
ルノデゴザイマス、併シ現在ノ狀況ニ  
於キマシテハ、日本ノ農業部面ニ於ケ  
ル人口包客力ヲ、或ル程度ニ於テハ考  
ヘナケレバナラヌト思フノデアリマ

ス、開墾ヲ致シマシテ、其處ニ人口ノ  
包客ヲ考ヘテ居ルノモ其ノ一ツノ現ハ  
ルト信ジテ居ル次第デゴザイマス  
ケルガ如ク大地主ノ存在ニハアラズシ  
テ、不耕作ノ中小地主ノ存在ニアルト  
云フ點ニアルノデアリマス、是ハ一面  
カラ言ヒマスレバ、日本ノ土地飢餓ヲ  
示ス現象デモアリ、凡ユル問題ガ茲ニ  
表現サレテ居ルノデゴザイマスカラ、  
此ノ不耕作中小地主ノ問題ヲ解決セズ  
シテ、日本ノ農地制度ノ改革ハアリ得  
ナイノデアリマス(拍手)

次ニ人口包客力ノ點デゴザイマス  
ガ、是ハ日本ノ農村ヲ、今回ノ農  
地制度ノ改革ニ依リマシテ民主  
化シ得ル、途ヲ開キマシテモ、  
唯ソレダケニ依リマシテ、日本ノ  
農村ニ於ケル人口ノ包客力ガ急ニ殖エ  
ルト云フコトニハ參ラナイ  
ハ、片方ノ目的トノ關聯モゴザイマス  
ガ、是ハ日本ノ農村ヲ、今回ノ農地ノ改  
革ニ依リマシテ土地均分ヲ行ヒマシタ  
地制度ノ改革ニ依リマシテ民主  
化シ得ル、途ヲ開キマシテモ、  
唯ソレダケニ依リマシテ、日本ノ  
農村ニ於ケル人口ノ包客力ガ急ニ殖エ  
ルト云フコトハ言ヘナインデアリマシ  
テ、是ハ農地制度ノ改革ト共ニ農業經  
營ヲ改善致シマシテ、或ハ協同的ナ組  
織ヲ入レ、或ハ機械ヲ導入シ、或ハ家  
畜ヲ導入シテ、其ノ生産力自體ヲ高メ  
ルコトニ依リマスト同時ニ、又工業一  
般ノ發達ト關係セシメテ考ヘルコトニ  
依ツテ、初メテ人口包客力ヲ云々シ得  
ルノデゴザイマス、併シ現在ノ狀況ニ  
於キマシテハ、日本ノ農業部面ニ於ケ  
ル人口包客力ヲ、或ル程度ニ於テハ考  
ヘナケレバナラヌト思フノデアリマ

ス、開墾ヲ致シマシテ、其處ニ人口ノ  
包客ヲ考ヘテ居ルノモ其ノ一ツノ現ハ  
ルト信ジテ居ル次第デゴザイマス  
ケルガ如ク大地主ノ存在ニハアラズシ  
テ、不耕作ノ中小地主ノ存在ニアルト  
云フ點ニアルノデアリマス、是ハ一面  
カラ言ヒマスレバ、日本ノ土地飢餓ヲ  
示ス現象デモアリ、凡ユル問題ガ茲ニ  
表現サレテ居ルノデゴザイマスカラ、  
此ノ不耕作中小地主ノ問題ヲ解決セズ  
シテ、日本ノ農地制度ノ改革ハアリ得  
ナイノデアリマス(拍手)

次ニ人口包客力ノ點デゴザイマス  
ガ、是ハ日本ノ農村ヲ、今回ノ農  
地制度ノ改革ニ依リマシテ民主  
化シ得ル、途ヲ開キマシテモ、  
唯ソレダケニ依リマシテ、日本ノ  
農村ニ於ケル人口ノ包客力ガ急ニ殖エ  
ルト云フコトニハ參ラナイ  
ハ、片方ノ目的トノ關聯モゴザイマス  
ガ、是ハ日本ノ農村ヲ、今回ノ農地ノ改  
革ニ依リマシテ土地均分ヲ行ヒマシタ  
地制度ノ改革ニ依リマシテ民主  
化シ得ル、途ヲ開キマシテモ、  
唯ソレダケニ依リマシテ、日本ノ  
農村ニ於ケル人口ノ包客力ガ急ニ殖エ  
ルト云フコトハ言ヘナインデアリマシ  
テ、是ハ農地制度ノ改革ト共ニ農業經  
營ヲ改善致シマシテ、或ハ協同的ナ組  
織ヲ入レ、或ハ機械ヲ導入シ、或ハ家  
畜ヲ導入シテ、其ノ生産力自體ヲ高メ  
ルコトニ依リマスト同時ニ、又工業一  
般ノ發達ト關係セシメテ考ヘルコトニ  
依ツテ、初メテ人口包客力ヲ云々シ得  
ルノデゴザイマス、併シ現在ノ狀況ニ  
於キマシテハ、日本ノ農業部面ニ於ケ  
ル人口包客力ヲ、或ル程度ニ於テハ考  
ヘナケレバナラヌト思フノデアリマ

ス、開墾ヲ致シマシテ、其處ニ人口ノ  
包客ヲ考ヘテ居ルノモ其ノ一ツノ現ハ  
ルト信ジテ居ル次第デゴザイマス  
ケルガ如ク大地主ノ存在ニハアラズシ  
テ、不耕作ノ中小地主ノ存在ニアルト  
云フ點ニアルノデアリマス、是ハ一面  
カラ言ヒマスレバ、日本ノ土地飢餓ヲ  
示ス現象デモアリ、凡ユル問題ガ茲ニ  
表現サレテ居ルノデゴザイマスカラ、  
此ノ不耕作中小地主ノ問題ヲ解決セズ  
シテ、日本ノ農地制度ノ改革ハアリ得  
ナイノデアリマス(拍手)

次ニ人口包客力ノ點デゴザイマス  
ガ、是ハ日本ノ農村ヲ、今回ノ農  
地制度ノ改革ニ依リマシテ民主  
化シ得ル、途ヲ開キマシテモ、  
唯ソレダケニ依リマシテ、日本ノ  
農村ニ於ケル人口ノ包客力ガ急ニ殖エ  
ルト云フコトニハ參ラナイ  
ハ、片方ノ目的トノ關聯モゴザイマス  
ガ、是ハ日本ノ農村ヲ、今回ノ農地ノ改  
革ニ依リマシテ土地均分ヲ行ヒマシタ  
地制度ノ改革ニ依リマシテ民主  
化シ得ル、途ヲ開キマシテモ、  
唯ソレダケニ依リマシテ、日本ノ  
農村ニ於ケル人口ノ包客力ガ急ニ殖エ  
ルト云フコトハ言ヘナインデアリマシ  
テ、是ハ農地制度ノ改革ト共ニ農業經  
營ヲ改善致シマシテ、或ハ協同的ナ組  
織ヲ入レ、或ハ機械ヲ導入シ、或ハ家  
畜ヲ導入シテ、其ノ生産力自體ヲ高メ  
ルコトニ依リマスト同時ニ、又工業一  
般ノ發達ト關係セシメテ考ヘルコトニ  
依ツテ、初メテ人口包客力ヲ云々シ得  
ルノデゴザイマス、併シ現在ノ狀況ニ  
於キマシテハ、日本ノ農業部面ニ於ケ  
ル人口包客力ヲ、或ル程度ニ於テハ考  
ヘナケレバナラヌト思フノデアリマ

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣(石橋湛山君) 御尋ネハ財

產稅ノ問題デアリマスルガ、本法第六條ノ價格ニ依リマシテ財產稅ハ課ケラレルコトニナリマス(拍手)

○森幸太郎君 農林大臣ノ答辭ハ甚ダ不滿足デアリマス、併シナガラ次ノ機會ニ譲リマシテ、本日ハ此ノ程度ニ止メマス

○謹長(山崎猛君) 寺島隆太郎君

〔寺島隆太郎君登壇〕

○寺島隆太郎君 諸君、長ク我ガ國農村ニ於ケル封建的因習トシテ指摘セラ

レテ參リマシタ農地ノ問題ハ、今ヤ本案ニ依シテ一應解決ヲ見ント致シテ居ルノデアリマス、私ハ吉田内閣ノ勇斷

ガラ詳細ニ本案ヲ検討致シマス時ニ、

政府ハ我ガ國社會制度、經濟制度ノ根

本の革命ヲ齎スベキ重要問題解決ニ當

ツテ、果シテ各方面ヘノ影響ヲ十分考

慮シ、其ノ用意ニ萬全ヲ期シタト言ヒ

私ハ本案並ニ本案ニ關聯スル數箇ノ重

要問題ニ付テ、政府當局ノ明瞭ナル御

答辯ヲ促サントスルモノデアリマス(拍手)

〔腰掛退席、副議長著席〕

先づ第一點トシテ御伺ヒ致シタイ點

ハ、今後ノ農村ニ農家ノ經營指導方

式如何ノ問題デアリマス、政府ハ今般復興國土五箇年計畫ヲ發表セラレ、來

ルベキ產業界ノ配分ト、人口問題ノ骨

格トヲ示サレタノデアリマス、仍テ我ハ祖國再建ノ上ニ我ガ農村ノ占ムベキ分野ト任務トヲ見出シ得タノデアリ

マスルガ、顧ミテ此ノ國土計畫其ノモ

ノハ、内容極メテ杜撰ニシテ、特ニ農

政ノ部面ト照合シテ見マスル時ニ、

幾多ノ矛盾、遊離ヲ指摘シ得ルノデア

リマスルガ、內務當局ハ果シテ本案策

定ニ當リ、農林御當局ト慎重ナル打合

セノ下ニ立案セラレタリヤ否ヤ、御伺

ヒ致シタイノデアリマス(拍手)諸君、

零細ナル國土ニ八千萬ノ國民ヲ養ヒ、

其ノ内五千萬人ヲ直接扶養シナケレバ

ナラナイ我ガ農村、其ノ至難ナ業ガ果

シテ可能ナリヤ否ヤノ事實ハ、一二經

營ノ指導、合理化ガ遂行セラレルカ否

ノ謝意ヲ全國ノ農村民ト共ニ捧グルニ

咨カデハナインデアリマス(拍手)併シナ

ガラ詳細ニ本案ヲ検討致シマス時ニ、

和田農相ノ熱意ニ對シテハ、一片

案ニ依シテ一應解決ヲ見ント致シテ居

ルノデアリマス、私ハ吉田内閣ノ勇斷

ガラ詳細ニ本案ヲ検討致シマス時ニ、

和田農相ノ熱意ニ對シテハ、一片

案ニ依シテ一應解決ヲ見ント致シテ居

ルノデアリマス、私ハ吉田内閣ノ勇斷

ガラ詳細ニ本案ヲ検討致シマス時ニ、

和田農相ノ熱意ニ對シテハ、一片

案ニ依シテ一應解決ヲ見ント致シテ居

ルノデアリマス、私ハ吉田内閣ノ勇斷

惡ナル土地ヤ開墾地、開拓地等ニ於テ

ハ、勞働ノ生產性向上ノ爲ニ、勇敢ニ機械力、畜力ヲ採入レ、酪農其ノ他ノ

政ノ部面ト照合シテ見マスル時ニ、

幾多ノ矛盾、遊離ヲ指摘シ得ルノデア

リマスルガ、顧ミテ此ノ國土計畫其ノモ

ノハ、内容極メテ杜撰ニシテ、特ニ農

政ノ部面ト照合シテ見マスル時ニ、

幾多ノ矛盾、遊離ヲ指摘シ得ルノデア

リマスルガ、顧ミテ此ノ國土計畫其ノモ

態ヲ如何ニ考フベキヤ、而シテ如何ナ

ル方針ニ依ツテ之ヲ指導スルカノ具體

措置ニ付テ、第一點トシテ農林大臣

産業トノ組合セラナスト共ニ、更ニ飛

躍致シテ、個々ノ農家ノ作業場ガ、大

農場ノ一部分デアルガ如キ、立體

之計畫セラレタル、「エソシニーア」

ヲ配シテ行ハレルヤウナ高度ノ農村工

業ヲ持込ムコトナクシテハ、荒蕪地ニ

補助金サヘ與ヘレバ茲ニ美田忽チ成ル

ト考ヘルガ如キハ、肇國以來ノ不毛ノ

土地ニ對シテ、理想農村ヲ描ク痴人ノ

夢デアルト言ハザルヲ得ナイ(拍手)今

日騎農者ハ固ヨリ、新タニ自作農トシ

テ出發セントスル地主ノ諸君モ、彼等

ガ眞ニ熟農トシテ再起セントスルニ足

地主ノ土地取上ニ惄然トシテ脅エ、

開拓民ニ至ツテハ、鍼ヲ抱ヘテ不毛ノ

土地ニ歎息久シク致シテ居ルノ現實デ

アリマス、是ハ何レ彼等ガ家ヲ構ヘ、

妻ヲ養ヒ、子ヲ哺クミ、以テ獨立營生

ノ營ミヲ續ケルニ足ル經營指導ガ行ハ

テナインデアリマス、再建國土五箇年計

画ニ於テ、五箇年後ノ祖國ノ穀物ノ生

產目標ヲ七千萬石ト規定シ、其ノ經營

方針ニ付テ、主トシテ五箇年間ニ新

タニ干拓セラルベキ百六十五萬町歩ノ

現有農家ニ對マシテハ、土地ノ生產

性向上ニ對スル指導ガ採リ入レラレナ

ス場合ニ、現實農村トノ問ニ生ズル幾

カノ憂慮セラレル問題ニ付テ御尋

ニ承リタイノデアリマス(拍手)

ニ考フベキ事態ニ即應スル農村ノ經營形

態ヲ如何ニ考フベキヤ、而シテ如何ナ

ル方針ニ依ツテ之ヲ指導スルカノ具體

措置ニ付テ、第一點トシテ農林大臣

産業トノ組合セラナスト共ニ、更ニ飛

躍致シテ、個々ノ農家ノ作業場ガ、大

農場ノ一部分デアルガ如キ、立體

之計畫セラレタル、「エソシニーア」

ヲ配シテ行ハレルヤウナ高度ノ農村工

業ヲ持込ムコトナクシテハ、荒蕪地ニ

補助金サヘ與ヘレバ茲ニ美田忽チ成ル

ト考ヘルガ如キハ、肇國以來ノ不毛ノ

土地ニ對シテ、理想農村ヲ描ク痴人ノ

夢デアルト言ハザルヲ得ナイ(拍手)

テナインデアリマス、再建國土五箇年計

画ニ於テ、五箇年後ノ祖國ノ穀物ノ生

產目標ヲ七千萬石ト規定シ、其ノ經營

方針ニ付テ、主トシテ五箇年間ニ新

タニ干拓セラルベキ百六十五萬町歩ノ

現有農家ニ對マシテハ、土地ノ生產

性向上ニ對スル指導ガ採リ入レラレナ

ハ、今日何處ニアリヤト指摘致シタ

ニ答ヘラレタ如クニ、之ヲ單ニ交換分

合ニ依ル運用宜シキ事實ヲ以テ、適正

規模農家ガ恰モ與ヘラレルガ如キ錯覺

ヲ以テ此ノ議場ヲ切抜ケントスルノ

ス場合ニ、現實農村トノ問ニ生ズル幾

カノ憂慮セラレル問題ニ付テ御尋

ニ承リタイノデアリマス(拍手)

(拍手)

又農村ノ將來ニ於テ、深刻ナ土地飢餓ノ下エ耕地細分化ノ問題ガ、全農家經濟ノ基底ヲ搖フルニ至ルコトト信ズルノアリマスルガ、特ニ改正憲法草案ノ指向スル所ニ依レバ、男女兩性ノ本質的平等ガ、土地財產ノ上ニ如何ニ及ボサレルカト云フ點ニ疑義ヲ持ソノデアリマス、木村司法大臣ハ本議會ニ於テ、斯カル場合ニハ特別ノ措置ヲナス用意アル旨ヲ言セラレタルモ、ソレハ如何ナル措置、如何ナル方法、例ヘバ世襲相續法乃至ハ家産法ノ如キ法的措置ニ依ツテ克服スル考ヘデアルカトウカ、其ノ法的措置ヲ明瞭ニ、本案審議ノ第一段階ニ於テ示セヒタノデアリマス(拍手)

私ハ第二ニ、農地ノ團體管理、農民組合ニ依ル團體協約、農地委員會ノ運用措置如何ノ問題ノ一聯ヲ御尋ネ申シタイノデアリマス、今ヤ敗戦ノ結果生ジタ夥シキ失業群ハ、歸農ノ形ヲ取シテ、サナキダニ狹イ耕地ニ殺倒致シテ居ルノデアリマスルガ、其ノ際是等農家ノ技術ヲ向上サセ、當然存在ヲ豫想セラレル、樂業農家ノ生產效率ヲ向上セシムルノ一方法トシテ、農地團體管理ニ關スル制度上ノ確立ヲ認ムモノデアリマスルガ、之ニ對スル當局ノ御用意ヲ承リタイノデアリマス尙ホ小作地ニ對シマシテハ、小作人ヲ中心トシタル、最モ民主的ナル

農民組合ノ發達ヲ促シ、此ノ農民組合ト國體協約ヲ結バシムルコトガ、即チ農村民主化上、必須ノ一要件デアルト

信ズルモ、之ニ對スル政府當局ノ用意如何

序ニ此ノ農地委員會ニ付テ申上ゲタイノデアリマス、委員會ノ構成ヨソ本法ノ死命ヲ制スルモノデアリマス、本法ノ所謂農村「ボス」ノ介在ヲ許スガ如キコトアツテハ、本法ノ革命的意圖ハ實餅ニ歸スルモノト言ハナケレバナリマセヌ(拍手)其ノ際私ハ、然ラバ委員會構成ニ當ツテハ、農村ニ介在セル半農半商的ナ經濟「ボス」ハ固ヨリ、民主ノモ、徹底的ニ追放シナケレバナラナイト思フ(拍手)當局ノ用意ヲ承リタイ

ノデアリマス

第三ニ、私ハ、開墾開拓上ノ若干ノ問題ニ付テ承リタイノデアリマス、今後

ト

五百町歩ノ山林原野ノ買入ヲ企圖致シテ居ルト承ルノデアリマスガ、山林原野ハ從來投機ノ對象トシテ、買入ガ八千萬圓ノ價額ヲ投ジテ、百七萬九千

ト

極メテ困難ヲ豫想セラレルモ、二箇年ノ環タル、副業獎勵ノ如キモノデア

ト

物無資力ノ新開拓者ガ入植シテ、取ルニ足ラザル補助金ヲ與ヘラレ、ソレヲ

ト

尙ホ私ハ瘠薄荒涼ノ新耕地ニ、無一

ト

世界ノ「マーケット」ニ其ノ存在ヲ主張

設出來ルト云フ政府ノ方針ヲ直チニ打破シテ戴イテ、入植者ガ焦眉ノ急ヲ告げテ居る營農ノ生活援護ノ問題ニ付テ、是ガ全體ノ開拓推進ノ成果如何ニ及ボス問題ナルヲ以テ、改メテ營農援護ノ問題ニ付テ承リタイノデアリマス

次ニ日本ノ農業ハ、山林並ニ漁業權名ニ隠レテ蠢動セントスル政治「ボス」ト

ト體不可分ノ關係ニ於テ存在致スノモ、徹底的ニ追放シナケレバナラナイ

ト思フ(拍手)當局ノ用意ヲ承リタイセラレタイノデアリマス(拍手)

更ニ開拓行政ニ付テ、北海道廳ハ内務省、而シテ内地ハ農林省之ヲ所管致シ、甚ダシク農政ノ一元化ヲ妨ゲテ居リマスルガ、之ニ對シテ開拓行政一元化上、農林大臣、内務大臣ソレハヨリ御見解ヲ承リタイノデアリマス

第四點ニ私ハ農工調整ノ問題ニ付テ承リタイノデアリマス、今後ノ我ガ農村ハ大イニ科學性ヲ採入レ、謂フ所ノ多角經營ニ依ツテ收入ノ增加ヲ圖ラナガ、是ハ斷ジテ彼ノ農家ノ現金收入ヲ

目途トシテ企テラレタル經濟更生計畫ノ本院ニ、第一次改正案ガ上程セラレ

ノ一環タル、副業獎勵ノ如キモノデア

ケレバナラヌコトハ勿論デアリマスルガ、是ハ斷ジテ彼ノ農家ノ現金收入ヲ

ル點デアリマス、想ヒ起セバ半年以前

ノ本院ニ、第一次改正案ガ上程セラレマシタ際モ、我等ガ先輩議員ヨリ、此

ツテハナラナイ、堂々ト其ノ製品ガ、

マスガ、當局ノ御答辯ハ何レモ、經濟

ノ前途深憂ニ值セズ、慎重ニ其ノ運營ニ當ルト言ヒナガラ、其ノ後數箇月ヲ出デズシテ、今ヤ「インフレーション」ノ波ハ止ムルコト能ハザル狀態ニアリマスコトハ、何人ヨリモ政府ガ最モ能ク御承知ノ一點デアリマス、現ニ一箇五圓ノ梨ハ、僅カ一箱ヲ以テ一反ノ美田ヲ購フニ足リ、一升八十圓ノ落花生ハ、一斗足ラズヲ以テ一反ノ畳ト交換デアリマス、然ルニ本案ニ依レバ、是等トノ關聯ハ極メテ明瞭ヲ缺イテ居ルノデアリマスルガ、如何様ナル關聯ヲ持タシムル御積リナリヤ、更ニ又他日山林並ニ漁業權ノ兩者ニ對シテ、我ガ農地法案ノ如キ革新的措置ヲ講ズル準備ヲ政府ハ有シテ居ルカ否カヲ明カニセラレタイノデアリマス(拍手)

シ得ル程度ノ工業ヲ農村ニ興サナケレバナラナイト考ヘルノデアリマス、諸君、我ガ農村ハ此ノ美シイ環境ト、而

シテ純朴ナル精神ヲ基盤ト致シ、其ノ出來タ製品ヲ全世界ノ平和ナル家庭ニ送ヅテ、ツニハ、今次ノ戰ヒノ償ヒニテ著實ニ行ハレテ居ル現状ノ姿ヲ、聲ナキ聲ヲ以テ世界ノ大眾ニ應フ

ト、二ツニハ祖國ノ民主化ガ、最モ明瞭ニ五千萬ノ人口ヲ包摶スル我農村ニ

ト、三ツニハ、農車ノ展開ヲ切り始ムラヤ、農工一如ノ御用意ヲ政府ハ有スルヤ、

ス、然ラバ斯カル觀點ヨリ、如何ナル農工ノ生ジア居ルノデアリマスガ、此ノ激

アル以上ニ於テハ、他日國内外ノ情勢然ト半バ認メラレテ居ルコトヲ考ヘマ

スト、通貨トハ凡ソ激動常ナキモノデシ得ルノデアリマス、斯カル事實ガ公

然ト半バ認メラレテ居ルコトヲ考ヘマ

スル通貨ヲ以テ、絕對的安定性ヲ有立向ハザルト云フコトハ、何人ト雖モ

ソテ收用スルガ如キハ、恰モ値打ヲ失ヒタルコト古新聞紙ノ如キ通貨ヲ

シヨン」ガ深刻ニ到來ノ曉ハ、如何ニ農

相ガ減免ノ規定ヲ設クルト雖モ、小作人階級ニ莫大ナ借財ヲ背負ハシメ、

ケラレナイト信ズル、又避ケルベキデ

ナイト信ズル、併シナガラ御聖旨ハ、

乏シキヲ分テト言フ、現内閣ハ友愛ヲ

基調トスルト言フ、サレバ私ハ將來經

濟轉變著シキ時ニハ、一定ノ物價指數ヲ基準トシテ、地主ニ對シテモ小作人

ニ對シテモ措置スルコトガ、最モ圓滑ニ本案ヲ運用スルモノナリト信ズルノデアリマス（拍手）石橋大蔵大臣ノ所見ヲ伺ヒタイノデアリマス  
私ハ第六點ニ、農村經濟ノ協同化ト、農村社會政策ノ徹底ニ付テ御尋ネ申シタインデアリマス、今日敗戦ノ結果食糧飢餓ノ事實ヲ以テ、一部農村ニハ「インフレーション」ノ渦高キ波ガ立ツテ居ルコトハ事實デアリマスルガ、將來生產ガ再開シ、外國食糧ガ自由ニ流レ込ミ、内地ニ流レ始メル其ノ時ニ於テ、農村ノ不況ハ火ヲ賭キヨリモ明カナル事實デアルト斷定致スノデアリマス、其ノ時ニハ、恐ラク一町未滿ノ食ヘナイ自作農家ヲ全國的ニ創設シテ、農村ノ經濟活動ハ全面的ニ低下ス不況ノ最前衛ニ押出サルベキ我ガ農村、之ヲ防グノ途ハ、ニ最モ民主的ナルベキ經濟協同化ガ、最初ノ最大案  
本案ニ先行シテ、最モ民主的ナル協同組合法ノ設定ヲ吾人ガ要求スル所以モ、亦此處ニ存在スルノデアリマス（拍手）  
併シナガラ政府ハ今議會ニ協同組合法案ヲ提出スルト我々ニ内示シ、而モ其ノ案ヲ見レバ、極メテ封建的殘滓ノ色濃キモナガアツダノデアリマスガ、院内外ノ空氣ノ險惡ヲ察シテカ、之ヲ忽チ引込メテシマツタノデアリマス（拍手）私ハ全國耕作農民ノ失望ガ如何ニ

大キカツタカラ考ヘル時ニ、其ノ眞相ヲ農林大臣ノロニ依ツテ答辯セラレタイノデアリマス、ト共ニ他日協同組合法案ヲ立案セラレル場合ニ於テハ、現果食糧飢餓ノ事實ヲ以テ、一部農村ニ捨テ、新タニ清新ノ天地ニ、「コオベレート」ノ殿堂ヲ築クノ概アリヤ否ヤ、和田農林大臣ノ抱負ト氣魄トヲ尋ねタ  
次ニ、本案ノ如キ所有權上ノ一革新命ヲ齎ス重大問題ヲ圓満ニ進捗セシメルガ爲ニハ、特ニ徹底シタ社會政策ノ採擇ヲ條件トスルノデアリマス、殆ドカナル事實デアルト斷定致スノデアリマス、其ノ時ニハ、恐ラク一町未滿ノ農家ノ收入ガ一定シ、且ツ低下シタ覽リマス、例へバ農村子弟ノ教育や、或世界不況ノ一環トシテ立ツ日本、日本ハ醫療ノ費用等ハ、ソレヲ求メントスル虞ヲ有スルノデアリマス、來ルベキニ於テハ、農村ノ文化ハ荒廢シ、而シテ生活頽廢ヲ見ルニ至リマスコトハ、私ノ申上ゲルマデモナイ自明ノ理デアリマス、例へバ農村子弟ノ教育や、或世界不況ノ一環トシテ立ツ日本、日本ハ醫療ノ費用等ハ、ソレヲ求メントスルモ途ナキニ至ルコトガ考ヘラレルノデアリマス、而モ是ハ生活保護法ノ一  
片ノ空文ヲ以テ、斷ジテ充サルベキモノデハナインデアリマス（拍手）  
（拍手）醫療ノ公平ナル分配、農村娛樂、農村文化、一聯ノ關係ニ於テ、農林大臣、文部大臣、厚生大臣ノ御所見ヲ伺ヒタイノデアリマス  
最後ニ本案提出ノ政府ニ對シテ警告濟上ノ一革命ニ費シタル努力ヲ、何故ニ農村文化ノ向上ト、農村文化ノ振興トノ兩面ニ向ツテ傾注シナインデアリカト私ハ言ヒタイノデアリマス（拍手）今ヤ現實ノ農村ハ、唐突ナル民主化ヲ提  
本案ニ先行シテ、最モ民主的ナル協同組合法ノ設定ヲ吾人ガ要求スル所以モ、亦此處ニ存在スルノデアリマス（拍手）  
併シナガラ政府ハ今議會ニ協同組合法案ヲ提出スルト我々ニ内示シ、而モ其ノ案ヲ見レバ、極メテ封建的殘滓ノ色濃キモナガアツダノデアリマスガ、院内外ノ空氣ノ險惡ヲ察シテカ、之ヲ忽チ引込メテシマツタノデアリマス（拍手）私ハ全國耕作農民ノ失望ガ如何ニ

大キカツタカラ考ヘル時ニ、其ノ眞相ヲ農林大臣ノロニ依ツテ答辯セラトノデアリマス、ト共ニ他日協同組合法案ヲ立案セラレル場合ニ於テハ、現果食糧飢餓ノ事實ヲ以テ、一部農村ニ捨テ、新タニ清新ノ天地ニ、「コオベレート」ノ殿堂ヲ築クノ概アリヤ否ヤ、和田農林大臣ノ抱負ト氣魄トヲ尋ねタ  
次ニ、本案ノ如キ所有權上ノ一革新命ヲ齎ス重大問題ヲ圓満ニ進捗セシメルガ爲ニハ、特ニ徹底シタ社會政策ノ採擇ヲ條件トスルノデアリマス、殆ドカナル事實デアルト斷定致スノデアリマス、其ノ時ニハ、恐ラク一町未滿ノ農家ノ收入ガ一定シ、且ツ低下シタ覽リマス、例へバ農村子弟ノ教育や、或世界不況ノ一環トシテ立ツ日本、日本ハ醫療ノ費用等ハ、ソレヲ求メントスル虞ヲ有スルノデアリマス、來ルベキニ於テハ、農村ノ文化ハ荒廢シ、而シテ生活頽廢ヲ見ルニ至リマスコトハ、私ノ申上ゲルマデモナイ自明ノ理デアリマス、例へバ農村子弟ノ教育や、或世界不況ノ一環トシテ立ツ日本、日本ハ醫療ノ費用等ハ、ソレヲ求メントスルモ途ナキニ至ルコトガ考ヘラレルノデアリマス、而モ是ハ生活保護法ノ一  
片ノ空文ヲ以テ、斷ジテ充サルベキモノデハナインデアリマス（拍手）  
（拍手）醫療ノ公平ナル分配、農村娛樂、農村文化、一聯ノ關係ニ於テ、農林大臣、文部大臣、厚生大臣ノ御所見ヲ伺ヒタイノデアリマス  
最後ニ本案提出ノ政府ニ對シテ警告濟上ノ一革命ニ費シタル努力ヲ、何故ニ農村文化ノ向上ト、農村文化ノ振興トノ兩面ニ向ツテ傾注シナインデアリカト私ハ言ヒタイノデアリマス（拍手）今ヤ現實ノ農村ハ、唐突ナル民主化ヲ提  
本案ニ先行シテ、最モ民主的ナル協同組合法ノ設定ヲ吾人ガ要求スル所以モ、亦此處ニ存在スルノデアリマス（拍手）  
併シナガラ政府ハ今議會ニ協同組合法案ヲ提出スルト我々ニ内示シ、而モ其ノ案ヲ見レバ、極メテ封建的殘滓ノ色濃キモナガアツダノデアリマスガ、院内外ノ空氣ノ險惡ヲ察シテカ、之ヲ忽チ引込メテシマツタノデアリマス（拍手）私ハ全國耕作農民ノ失望ガ如何ニ

大キカツタカラ考ヘル時ニ、其ノ眞相ヲ農林大臣ノロニ依ツテ答辯セラトノデアリマス、ト共ニ他日協同組合法案ヲ立案セラレル場合ニ於テハ、現果食糧飢餓ノ事實ヲ以テ、一部農村ニ捨テ、新タニ清新ノ天地ニ、「コオベレート」ノ殿堂ヲ築クノ概アリヤ否ヤ、和田農林大臣ノ抱負ト氣魄トヲ尋ねタ  
次ニ、本案ノ如キ所有權上ノ一革新命ヲ圓満ニ進捗セシメルガ爲ニハ、特ニ徹底シタ社會政策ノ採擇ヲ條件トスルノデアリマス、殆ドカナル事實デアルト斷定致スノデアリマス、其ノ時ニハ、恐ラク一町未滿ノ農家ノ收入ガ一定シ、且ツ低下シタ覽リマス、例へバ農村子弟ノ教育や、或世界不況ノ一環トシテ立ツ日本、日本ハ醫療ノ費用等ハ、ソレヲ求メントスルモ途ナキニ至ルコトガ考ヘラレルノデアリマス、而モ是ハ生活保護法ノ一  
片ノ空文ヲ以テ、斷ジテ充サルベキモノデハナインデアリマス（拍手）  
（拍手）醫療ノ公平ナル分配、農村娛樂、農村文化、一聯ノ關係ニ於テ、農林大臣、文部大臣、厚生大臣ノ御所見ヲ伺ヒタイノデアリマス  
最後ニ本案提出ノ政府ニ對シテ警告濟上ノ一革命ニ費シタル努力ヲ、何故ニ農村文化ノ向上ト、農村文化ノ振興トノ兩面ニ向ツテ傾注シナインデアリカト私ハ言ヒタイノデアリマス（拍手）今ヤ現實ノ農村ハ、唐突ナル民主化ヲ提  
本案ニ先行シテ、最モ民主的ナル協同組合法ノ設定ヲ吾人ガ要求スル所以モ、亦此處ニ存在スルノデアリマス（拍手）  
併シナガラ政府ハ今議會ニ協同組合法案ヲ提出スルト我々ニ内示シ、而モ其ノ案ヲ見レバ、極メテ封建的殘滓ノ色濃キモナガアツダノデアリマスガ、院内外ノ空氣ノ險惡ヲ察シテカ、之ヲ忽チ引込メテシマツタノデアリマス（拍手）私ハ全國耕作農民ノ失望ガ如何ニ

大キカツタカラ考ヘル時ニ、其ノ眞相ヲ農林大臣ノロニ依ツテ答辯セラレタイノデアリマス、ト共ニ他日協同組合法案ヲ立案セラレル場合ニ於テハ、現果食糧飢餓ノ事實ヲ以テ、一部農村ニ捨テ、新タニ清新ノ天地ニ、「コオベレート」ノ殿堂ヲ築クノ概アリヤ否ヤ、和田農林大臣ノ抱負ト氣魄トヲ尋ねタ  
次ニ、本案ノ如キ所有權上ノ一革新命ヲ圓満ニ進捗セシメルガ爲ニハ、特ニ徹底シタ社會政策ノ採擇ヲ條件トスルノデアリマス、殆ドカナル事實デアルト斷定致スノデアリマス、其ノ時ニハ、恐ラク一町未滿ノ農家ノ收入ガ一定シ、且ツ低下シタ覽リマス、例へバ農村子弟ノ教育や、或世界不況ノ一環トシテ立ツ日本、日本ハ醫療ノ費用等ハ、ソレヲ求メントスルモ途ナキニ至ルコトガ考ヘラレルノデアリマス、而モ是ハ生活保護法ノ一  
片ノ空文ヲ以テ、斷ジテ充サルベキモノデハナインデアリマス（拍手）  
（拍手）醫療ノ公平ナル分配、農村娛樂、農村文化、一聯ノ關係ニ於テ、農林大臣、文部大臣、厚生大臣ノ御所見ヲ伺ヒタイノデアリマス  
最後ニ本案提出ノ政府ニ對シテ警告濟上ノ一革命ニ費シタル努力ヲ、何故ニ農村文化ノ向上ト、農村文化ノ振興トノ兩面ニ向ツテ傾注シナインデアリカト私ハ言ヒタイノデアリマス（拍手）今ヤ現實ノ農村ハ、唐突ナル民主化ヲ提  
本案ニ先行シテ、最モ民主的ナル協同組合法ノ設定ヲ吾人ガ要求スル所以モ、亦此處ニ存在スルノデアリマス（拍手）  
併シナガラ政府ハ今議會ニ協同組合法案ヲ提出スルト我々ニ内示シ、而モ其ノ案ヲ見レバ、極メテ封建的殘滓ノ色濃キモナガアツダノデアリマスガ、院内外ノ空氣ノ險惡ヲ察シテカ、之ヲ忽チ引込メテシマツタノデアリマス（拍手）私ハ全國耕作農民ノ失望ガ如何ニ

今日ニ於テ農村ニ求メラレルカ、和田農相ノ見透シト和田農相ノ考ヘテ居ラレル抱負ト其ノ構想ト、而シテ全體的ニ如何ニ農村ニ向ツテ試ミラレルデアラウカト云フ情熱ヲ、此ノ農政壇上ヲ通ジテ全國ノ農村民ニ示サレルコトヲ御願ヒ致シタノデアリマス(拍手)以上私ハ七點十數項目ニ至リマシテ、農相、商相、内相、法相、藏相、厚相、文相ヨリソレハ御答辯ヲ煩ハシタイノデゴザイマス、之ヲ以テ私ノ質疑ヲ終リマス(拍手)

○國務大臣(和田博雄君)甚ダ多岐ニ互リマシタ只今ノ御質問ニ付テ御答ヘ致シマス第一番目ハ、此ノ農地制度ノ改革ヲヤリマシテモ、ソレノミヲ以テ日本ノ農業ノ生産力ハ高マルモノデハナク、寧ロ其ノ生産ノ方法、經營ノ指導ノ如何ニアルノデハナイカトノ御尋ねデアリマスルガ、是ハ極メテ難カシイ、又根本的ナ問題デアルト思ヒマス、我々ガ此ノ農地制度ノ改革ヲ企テマシタノモ、日本ノ農業ノ生産力ヲ高メマスル上ニ於キマスルガ故ニ、其ノ面カラシテ新シイ生産ノ仕方ニ於テ行ハレテ居リマスル其ノ農業ガアリマスル所ノ其ノ豫見ノ一コニ經營ノ中ニ餘剩ヲ生ズル餘地ヲ生ジマスルガ故ニ、其ノ面カラシテ新シイ生産ノ仕方ヲ執リ得ル希望ヲ抱カ

ス、又其ノ途ヲ開クト云フ所ニ一ツノ觀點ガアツタノデアリマス、私ハ只今提案理由ヲ御説明致シマシタ時ニモ其ノ點ニ觸レテ居ツタノデアリマス、此ノ農業經營ヲ如何ニ導イテ行クカノ問題ハ、今後ニ於キマスル所ノ日本ノ農業科學、農業技術ノ發達トモ亦相關聯スル所デゴザイマシテ、是等ノ點ニ付キマシテハ、我々ト致シマシテハ、現存シマスル所ノ農林省ノ農事試驗場、其ノ他今回新タニ出來マスル所ノ農業綜合研究所等ニ依リマシテ、凡ユル觀點カラ十分科學的ナ檢討ヲ致シマシテ、是ガ目的ヲ達成致シタイト思フテモ、八千萬圓ノ豫算ヲ計上致シマステ、農業技術ノ渗透ニ付キマシテノ一ノデアリマス、今回ノ豫算ニ於キマシテ、是ハ後ニノ行ハレマシタ此ノ基盤ノ上ニ、現在アリマスル優秀ナル技術ヲ農業ノ經營ノ中ニ採入レマスルヤウニ施設シテ實行致シテ居ルノデゴザイマス第二點ハ今回ノ農地改革ト適正規模ノ創設トノ問題デゴザイマスガ、是ハ森サンノ御質問ニ御答ヘ致シタ所デゴザイマスルガ、此ノ農地改革ノ目的デアルコトニハ間違ヒハナイノデアリムス、御説明致シマシタヤウニ小作農ニ土地ヲ與ヘタル者トノ間ニ不均衡ヲ如何ニスルカトノ御質問デゴザイマシタガ、是ハ今回ノ農地改革ニ依リマシテモ、小作地ハ殘ルノデゴザイテ、而モ根本的ナ豫見ノ一ツヲ變化スルコトニ依リマシテ、農民自體ガソノ農業ガアリマスル所ノ其ノ豫見ノ一コニ經營ノ中ニ餘剩ヲ生ズル餘地ヲ生ジマス、唯現在ニ於キマシテ問題ナノス、唯現在ニ於キマシテ問題ナノス、又如何ナル條件ノ下ニ小作農ヲ自作

農タラシムルカト云フコトナノデゴザイマシテ、今日ノ農業經營ノ規模ヲ見マスルト、領土ハ狭クナリ、人口ノ殖生、此ノ人口ノ壓力ノ關係ニ依リマシテ、寧ロ零細化ノ危險サヘルノデゴザイマス、此ノ點ニ付キマシテハ、私マスル、是モ將來日本ノ農業經營ヲハ今回ノ農地制度ノ改革ニ依リマシテ、是ハ均分相續ノ制度ニ依リマシテ農地自作農ヲ創定致シマスル點ニ付テハ、十分適正規模ト云フ目標ヲ追フベク努力ハ致スノデゴザイマスガ、之ヲ以テ講ジタイ、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリ直チニ全部ヲ適正化スルト云フコトハ到底不可能ナノデアリマス、是ハ後ニ御答ヘ致シマス過小農ノ問題ノ處理ト關聯致シマシテ、其ノ御答ヘニ代ヘタ伊ト思フノデアリマス第三點ハ、本農地改革ニ依ツテ情農ニ土地ヲ與ヘルト云フコトニモナラナイカト云フコトデゴザイマスルガ、是ハ第一次ノ農地改革ノ場合ニ於キマシテ、御説明致シマシタヤウニ、當局ノ方針ト致シマシテハ、自ラ農業ニ精進致シ、農民トシテ立ツテ行ク者ニ土地ヲ與ヘルト云フ方針ニハ變リナイント、國體協約ハ是ハ取ツテ居リマセヌ、併シナガラ農地委員會ガ小作料ノノ農地管理制度の改革ニ於キマシテ、此ノ問題ヲ如何ニ解決シタカト申シマス、問題ヲ如何ニ解决シタカト申シマス、是ハ、今回ハ自作小作ヲ同數ト致シマスル所謂「ボス」ガ入ツテ來ルコトハマシテハ、御意見ノ如ク、農村ニ於キマスル所謂「ボス」ガ入ツテ來ルコトハ出來ルダケ避ケナケレバナリマセヌ、隨ヒマシテ農村ノ農地委員會ノ構成ス、次ニ農地委員會ノ構成ノ問題デゴザイマシタガ、農地委員會ノ構成ニ付キル團體協約ノ問題デゴザイマス、現在イカト云フコトデゴザイマスルガ、是ハ第一次ノ農地改革ノ場合ニ於キマシテ、御説明致シマシタヤウニ、當局ノ方針ト致シマシテハ、自ラ農業ニ精進致シ、農民トシテ立ツテ行ク者ニ土地ヲ與ヘルト云フ方針ニハ變リナイント、國體協約ハ是ハ取ツテ居リマセヌ、併シナガラ農地委員會ガ小作料ノノ農地管理制度の改革ニ於キマシテ、此ノ問題ハ、勿論現在ノ日本ノ農村ニ於キマシテ、又今後ノ農村ニ於キマシテ、御説明致シマシタヤウニ小作農ニ土地ヲ與ヘタル者トノ間ニ不均衡ヲ如何ニスルカトノ御質問デゴザイマシタガ、是ハ今回ノ農地改革ニ依リマシテモ、小作地ハ殘ルノデゴザイテ、小作地ガ残リマス以上、ソコニ農業ガアリマスルガ、其ノ指向スル方向ハゴザイマスルガ、其ノ指向スル方向ハ勿論農業ノ近代化デアリ、能率ノ増進コトニ依リマシテ、農民自體ガソニ經營ノ中ニ餘剩ヲ生ズル餘地ヲ生ジマス、唯現在ニ於キマシテ問題ナノス、唯現在ニ於キマシテ問題ナノス、又如何ナル條件ノ下ニ小作農ヲ自作

農タラシムルカト云フコトナノデゴザイマシテ、今日ノ農業經營ノ規模ヲ見マスルト、領土ハ狭クナリ、人口ノ殖生、此ノ人口ノ壓力ノ關係ニ依リマシテ、ソレカラ今回ノ憲法改正ニ依リマシテ、是ハ均分相續ノ制度ニ依リマシテ農地自作農ヲ創定致シマスル點ニ付テハ、十分適正規模ト云フ目標ヲ追フベク努力ハ致スノデゴザイマスガ、之ヲ以テ講ジタイ、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリ直チニ全部ヲ適正化スルト云フコトハ到底不可能ナノデアリマス、是ハ後ニ御答ヘ致シマス過小農ノ問題ノ處理ト關聯致シマシテ、其ノ御答ヘニ代ヘタ伊ト思フノデアリマス次ニ御質問ニナリマシタノハ、團體協約ノ土地管理ト、農民組合等ニ依リマスノ行ハレマシタ此ノ基盤ノ上ニ、現在アリマスル優秀ナル技術ヲ農業ノ經營ノ中ニ採入レマスルヤウニ施設シテ實行致シテ居ルノデゴザイマス第二點ハ今回ノ農地改革ト適正規模ノ創設トノ問題デゴザイマスガ、是ハ土地ヲ與ヘルト云フコトニモナラナイカト云フコトデゴザイマスルガ、是ハ第一次ノ農地改革ノ場合ニ於キマシテ、御説明致シマシタヤウニ、當局ノ方針ト致シマシテハ、自ラ農業ニ精進致シ、農民トシテ立ツテ行ク者ニ土地ヲ與ヘルト云フ方針ニハ變リナイント、國體協約ハ是ハ取ツテ居リマセヌ、併シナガラ農地委員會ガ小作料ノノ農地管理制度の改革ニ於キマシテ、此ノ問題ハ、勿論現在ノ日本ノ農村ニ於キマシテ、又今後ノ農村ニ於キマシテ、御説明致シマシタヤウニ小作農ニ土地ヲ與ヘタル者トノ間ニ不均衡ヲ如何ニスルカトノ御質問デゴザイマシタガ、是ハ今回ノ農地改革ニ依リマシテモ、小作地ハ殘ルノデゴザイテ、小作地ガ残リマス以上、ソコニ農業ガアリマスルガ、其ノ指向スル方向ハゴザイマスルガ、其ノ指向スル方向ハ勿論農業ノ近代化デアリ、能率ノ増進コトニ依リマシテ、農民自體ガソニ經營ノ中ニ餘剩ヲ生ズル餘地ヲ生ジマス、唯現在ニ於キマシテ問題ナノス、唯現在ニ於キマシテ問題ナノス、又如何ナル條件ノ下ニ小作農ヲ自作



アルト思フノニアリマス、ソレハ言換ヘマスレバ、農村モ亦、其ノ時代ニ於テ與ヘラレタ一般ノ水準ノ文化ヲ享有シ得ベキ所ノ力ヲ持チ得ルヤウニナルト云フコトデアルト思フノニアリマス(拍手)其ノ點ヲ考ヘテ見マスル時ニ、現在ノ農村ニ於キマシテハ、此ノ「インフレ」下ニ於ケルニ拘ラズ、文化ノ面ニ於テ都會ノ面ヨリ劣ツテ居ルコトハ、是ハ萬人ノ認メザルヲ得ナイ所ダラウト思ヒマス(拍手)此ノ點ニ付キマシテ、私ハ農村ノ文化ノ問題ニ付キマシテハ、十分ニ今後トモニ色々ノ施設ヲ考ヘマシテ、是非トモ農村ニ於テ無農村モ存在セズ、又農民ガ民主的ナ教養ヲ身ニ付ケ得マスヤウナ各種ノ施設ヲ具體的ニ施設シテ行キタイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第アリマス、簡単デアリマスガ私ノ御答辯ト致シマス(拍手)

〔國務大臣星島二郎君登壇〕  
○國務大臣(星島二郎君) 農村工業ノ問題ニ付キマシテハ、只今和田農林大臣ヨリ御答ヘニナシタ趣旨ハ全然私モ同感デアリマス、唯別ナ觀點カラ一、二言申上ゲマスレバ、日本ノ將來ハ、少クトモ大ギナ企業ハナクナリマシタ關係上、中小工業ト云フヨリモ、モウ一步小サクナツテ、家庭工業其ノモノモ振興シナケレバナラヌ譯アリマシテ、ソレニハ比較的日本ハ慣レテ居ル關係上、色々ナ意味ニ於キマシテ工作ハ出來ルコトト思ヒマスノデ、將來都

會ニ對シマシテモ、此ノ戰爭ノ後ヲ全般普遍リニ復舊スル等ノ觀念ヲ廢メマシテ、適當ニ分散シタル人員ガ農村ニト云フコトデアルト思フノニアリマス(拍手)其ノ點ヲ考ヘテ見マスル時ニ、現在ノ農村ニ於キマシテハ、此ノ「インフレ」下ニ於ケルニ拘ラズ、文化ノ面ニ於テ都會ノ面ヨリ劣ツテ居ルコトハ、是ハ萬人ノ認メザルヲ得ナイ所ダラウト思ヒマス(拍手)此ノ點ニ付キマシテ、私ハ農村ノ文化ノ問題ニ付キマシテハ、十分ニ今後トモニ色々ノ施設ヲ考ヘマシテ、是非トモ農村ニ於テ無農村モ存在セズ、又農民ガ民主的ナ教養ヲ身ニ付ケ得マスヤウナ各種ノ施設ヲ具體的ニ施設シテ行キタイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第アリマス、簡単デアリマスガ私ノ御答辯ト致シマス(拍手)

〔國務大臣星島二郎君登壇〕  
○國務大臣(星島二郎君) 農村工業ノ問題ニ付キマシテハ、只今和田農林大臣ヨリ御答ヘニナシタ趣旨ハ全然私モ同感デアリマス、唯別ナ觀點カラ一、二言申上ゲマスレバ、日本ノ將來ハ、少クトモ大ギナ企業ハナクナリマシタ關係上、中小工業ト云フヨリモ、モウ一步小サクナツテ、家庭工業其ノモノモ振興シナケレバナラヌ譯アリマシテ、ソレニハ比較的日本ハ慣レテ居ル關係上、色々ナ意味ニ於キマシテ工作ハ出來ルコトト思ヒマスノデ、將來都

會ニ對シマシテモ、此ノ戰爭ノ後ヲ全般普遍リニ復舊スル等ノ觀念ヲ廢メマシテ、適當ニ分散シタル人員ガ農村ニト云フコトデアルト思フノニアリマス(拍手)其ノ點ヲ考ヘテ見マスル時ニ、現在ノ農村ニ於キマシテハ、此ノ「インフレ」下ニ於ケルニ拘ラズ、文化ノ面ニ於テ都會ノ面ヨリ劣ツテ居ルコトハ、是ハ萬人ノ認メザルヲ得ナイ所ダラウト思ヒマス(拍手)此ノ點ニ付キマシテ、私ハ農村ノ文化ノ問題ニ付キマシテハ、十分ニ今後トモニ色々ノ施設ヲ考ヘマシテ、是非トモ農村ニ於テ無農村モ存在セズ、又農民ガ民主的ナ教養ヲ身ニ付ケ得マスヤウナ各種ノ施設ヲ具體的ニ施設シテ行キタイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第アリマス、簡単デアリマスガ私ノ御答辯ト致シマス(拍手)

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕  
○國務大臣(石橋湛山君) 長期ノ債權債務ガ、貨幣價值ニ變動ニ依ツテ、或ハ意外ナ損失ヲ蒙リ、或ハ意外ナ利益ヲ得ルト云フコトハ免レナイ點アリマス、但シ本法案ニ於テハ、土地ヲ買受ケタ人達ニ付テハ其ノ償還ニ付テ中手厚イ保護ガ加ハツテ居リマシテ、

〔國務大臣大村清一君登壇〕  
○國務大臣(大村清一君) 過日新聞紙

波堤ニスルト云フヤウナコトヲドウシテモヤラナクチヤナラヌ、ソレニハ第ハヤハリ醫療ノ普及ノ問題デアリマス、是ハ無醫村ヲナクスルト云フコトハ勿論ノコト、綜合病院ヲ農村、漁村等ニ置キマシテ、サウシテ病院ヲ出來ルダケ公開シマシテ、診療所セ公營的ノモノヲ隨分作メテ行ク、又國民健康保險モ一層増強シテ、サウシテ之ヲ醫療普及ノ第一線トスル、尙ホ又農民ノ榮養ノ問題デアリマスガ、特ニ蛋白質ノ問題或ハ或ル種ノ「ダイタミン」ノ問題、斯ウ云フ面ニモ餘程科學的ノ措置ヲ講ジテ、サウシテ社會政策ノ徹底ト云フコトヲヤラナクチヤナラヌト云フ信念デ居リマス(拍手)

〔國務大臣田中耕太郎君登壇〕

○國務大臣(田中耕太郎君) 都會ノ不健全ナ卑俗的、官能的ナ娛樂ヲ排斥シ

テ、健康ナ又潔刺タル農村ノ文化ヲ昂揚シナケレバナナイガ、其ノ具體策

如何ト云フ御質問デゴザイマシタ、具體策ト致シマシテハ、例へバ各農村、

各村々ニ公民館ヲ普及、充實、振興致シマスト共ニ、又巡回映畫ダトカ、

演劇ダトカ、音樂、講演或ハ圖書、

印刷物等ノ普及ノ世話ヲ焼キマシテ、サウ云フ色々ナ方法デ徹底的ニ致

シタイト思ヒマス、特ニ社會教育ト云フコトガ今後學校教育ト並シテ、或

農村デアルト云フ風ニ理解シテ居ル次

ハソレ以上ニ重要ニナツテ參リマス

ガ、此ノ社會教育ノ對象ハ、大部分ハ

農村號外　昭和二十一年九月八日

衆議院議事速記録第四十二號

刷新委員會ニモ諸ツテ即急ニ實行シタ

マシテ、此ノ改革充實ニ付キマシテ

ハ、目下銳意考ヘテ居リマシテ、教育

ノ思想ヤ、文化統制ト云フ方法ヲ以テ

臨ムベキデハナイノデ、是ハ詰リ民間

識者ド緊密ナル連絡ヲ取リマシテ、協

力致シマシテ實行シタイト思ヒマ

ス、要シマスルノニ、農村ノ文化ハ全

日本ノ文化ト言ツテモ宜イノデアリマ

ス、又農村ノ教育ハ全日本ノ教育ト言

ツテモ宜イノデアリマスカラ、政府ト

致シマシテハ、農村ノ文化及ビ教育ニ

渾身ノ努力ヲ傾ケタイト思ツテ居ル次

マス(拍手)

〔國務大臣木村篤太郎君登壇〕

○國務大臣(木村篤太郎君) 農地ノ零

細分割化ハ、是ハ農業政策上十分防止

シナケレバナラヌト云フコトハ全ク御

二十二條トノ關係ハドウナルカト云フ

コトニ付テ申上ゲマスルト、只今臨時

法制調査會デ審議中ノ民法改正案要綱

ニ依リマスト、相續入ハ各々協議ヲ以

テ、相續入ノ一人ニ遺產デアル農地ヲ

モ出來ルヤウニナルノデアリマス、尙

信託經營サセルコトモ出來ルノニアリ

マス、又其ノ人一人ニ歸屬サセルコト

モ出來ルヤウニナルノデアリマス、尙

信託經營サセルコトモ出來ルノニアリ

マス

午後四時五十六分散會

六八一

定價

一部

七十錢

所行發

東京都牛込區市ヶ谷本村町

印 刷

九 段

電 話

九 一 九

○ 五 三

○ 一

圖 書 課

局